生活環境保全推進 ガイドライン

2019年3月 横浜市

目次

第1章 生活環境保全推進ガイドラインについて	1
1-1 生活環境保全推進ガイドラインの策定について	1
1-2 環境管理計画との関係	4
1-3 生活環境の目指す姿・環境目標・達成の目安となる環境の状況	5
1-4 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性	6
1-5 ガイドラインの構成	6
第2章 生活環境の保全の基盤となる取組	7
2-1 大気環境の保全	9
2-2 水環境の保全	19
2-3 地盤環境の保全	30
2-4 音環境の保全	38
2-5 分野横断の取組	44
2-6 市民生活に関連した取組	53
第3章 連携による新たな取組の方針	59
3-1 施策間の課題の同時解決	59
3-2 多様な環境課題への対応	60
3-3 身近な環境の魅力の向上	61
3-4 わかりやすい情報発信	62
第4章 評価・進捗管理・公表	63

※このガイドラインで掲載している法律や条例は、2019年4月1日時点のものです。

【第1章】生活環境保全推進ガイドラインについて

生活環境保全推進ガイドラインの策定について

大気環境や水環境などの生活環境を保全する取組の歴史は古く、かつては公害対策の取組として行われ ていました。 横浜においても 1950 年代には大気汚染や水質汚濁などの著しい産業型公害が大きな社会問題 となっていました。当時は公害関係法令の整備が不十分だったため、横浜市では「公害対策よこはま方式」 といわれた公害防止協定(現在の環境保全協定)を民間企業と締結する等の取組を進めてきました。

その後も公害や生活環境に関する様々な課題が生じるたびに、時代の要請に応じて、様々な法律や条例、 計画等が整備され、取組を進めてきました。その概要を表-1-1にまとめています。これらの取組は、主に 市が主体となって法律や条例に基づき実施してきました。その結果、近年では横浜の生活環境は良好にな ってきています。しかしながら、それだけでは解決が難しい光化学スモッグなどの課題も依然として残さ れています。生活環境に関する主な項目の推移については、図-1-1~1-5にまとめています。また、生活 環境の分野は大気や水質、音など多岐にわたるとともに、様々な法律や条例が整備・改正され、個々の取 組が市民・事業者にわかりにくくなっています。

この生活環境保全推進ガイドラインでは、横浜の環境の総合計画である環境管理計画の生活環境の目標 達成に向けて、市民・事業者の生活環境への理解を促進するため、横浜市が実施する具体的な取組や方針 を体系的にわかりやすくまとめています。

西暦 扣当局 横浜市の動向※ 社会の動向や環境法令等の整備状況 ~1950 横浜市の人口が 100 万突破(1942) 大気汚染などの公害の問題化 1951~ 神奈川県事業場公害防止条例の制定(1951) 1960 神奈川県公害の防止に関する条例の制定(1964) 衛生局公衆衛生課に公害担当者を配置(1961) 1961~ 公害対策基本法の制定(1967) 公害防止協定第1号の締結(1964) 1970 大気汚染防止法の制定、騒音規制法の制定(1968) 横浜市の人口が 200 万突破(1968) 公害国会、水質汚濁防止法の制定(1970) 公害対策局の発足(1971) 環境庁の設置、悪臭防止法の制定、 1971~ 「総合計画・1985」において環境目標を設定(1973) 神奈川県公害防止条例の制定(1971) 1980 硫黄酸化物及びばいじん対策指導要綱等の制定、 振動規制法の制定(1976) 公害対 水環境目標に生物指標を導入(1975) 神奈川県公害防止条例の全部改正(1978) 策局 横浜市の人口が 300 万突破(1985) 1981~ 都市生活型公害や快適な環境を求める市民ニーズに対 応するため「環境管理計画-環境プラン 21」を策定 1990 公害対策局から環境保全局へ改組(1991) 環境基本法の制定(1993) 横浜市が目指す水環境目標とそれを達成する方策を示 1991~ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例の制定(1998) した「水環境計画」を策定(1994) 2000 ダイオキシン類対策特別措置法の制定(1999) 環境の保全及び創造に関する基本条例の制定(1995) 環境保全局 化学物質排出把握管理促進法の制定(1999) 基本条例に基づき「環境管理計画」を策定(1996) 生活環境の保全等に関する条例の制定(2002) 生活環境の保全等に関する条例を改正して土壌汚染対 策の規定を追加(2004) 環境省の設置(2001) 2001~ 環境保全局・緑政局・下水道局の統合により環境創造局 土壌汚染対策法の制定(2002) 2010 の発足(2005) 「水環境計画」「水環境マスタープラン」「横浜市緑の基 本計画」を統合して「水と緑の基本計画」を策定(2006) 環 境 新たな「環境管理計画」の策定(2011) 創造局 「水と緑の基本計画」の改定(2016) 東日本大震災の発生(2011)

表-1-1 公害対策や生活環境の保全に関する主な動向

※条例等の名称から一部「横浜市」の標記を省略しています。

「環境管理計画」の改定(2018)

「生活環境保全推進ガイドライン」の策定 (2019)

2010~

水銀汚染防止法の制定(2015)

●生活環境に関する主な項目の推移

二酸化窒素 (NO_2) などの大気汚染物質 $(\mathbf{Z-1-1})$ やBOD $(\mathbf{Z-1-2})$ 、全窒素・全りん $(\mathbf{Z-1-3})$ など多くの項目は環境中の濃度が減少し、環境は良好になってきています。また、道路交通騒音 $(\mathbf{Z-1-4})$ の環境基準適合率も改善傾向にあります。

一方、例年、光化学スモッグ注意報が発令される状況(**図-1-5**) にあるなど、依然として課題も残されています。

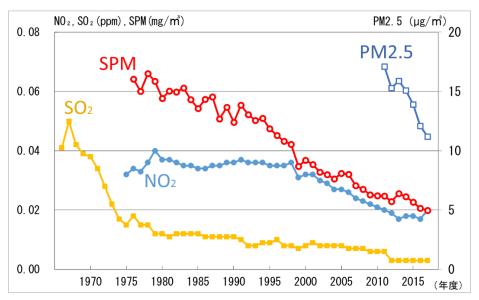
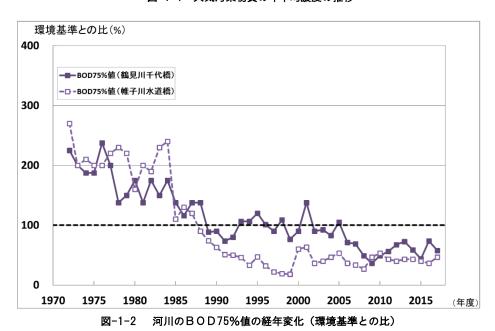


図-1-1 大気汚染物質の年平均濃度の推移



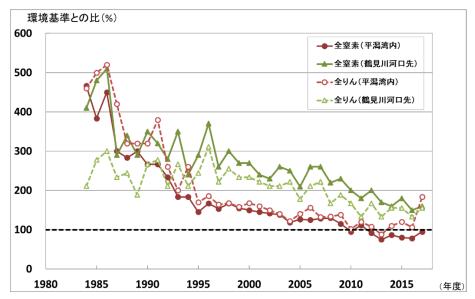
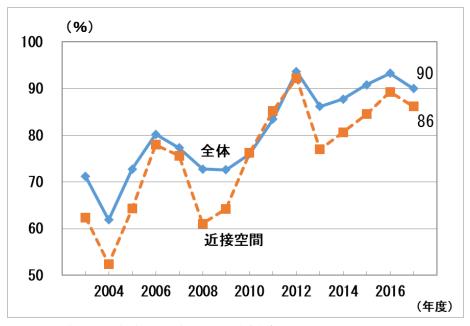


図-1-3 全窒素・全りんの年平均値の経年変化(環境基準との比)



図−1−4 道路交通騒音(面的評価)の環境基準達成率の推移 ※対象路線を5年周期で評価

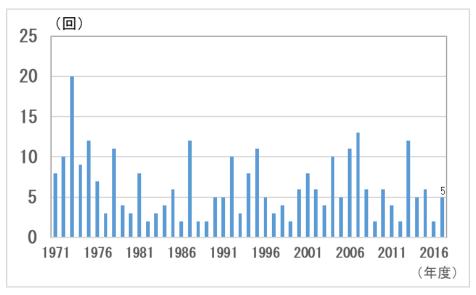


図-1-5 光化学スモッグ注意報発令回数の推移

1-2 環境管理計画との関係

環境管理計画は横浜の環境の総合計画です。2011年4月に策定した環境管理計画では、環境側面からの基本施策の一つに「生活環境」を掲げており、この計画や法律に基づき、生活環境を保全する取組を推進してきました。また、計画に掲げる目標達成に向けて、具体的な取組の一部を横浜市生活環境の保全等に関する条例(以下「生活環境条例」という。)で制度化しています。その後、2018年の改定で、環境管理計画は、環境の総合計画として中長期的な環境目標や取組方針を示すことに特化しました。このことも受けて、本ガイドラインは、環境管理計画の分野別計画として、生活環境分野の目標達成に向けた具体的な取組を記載しています。これらの関係を図示すると、図-1-6のようになります。

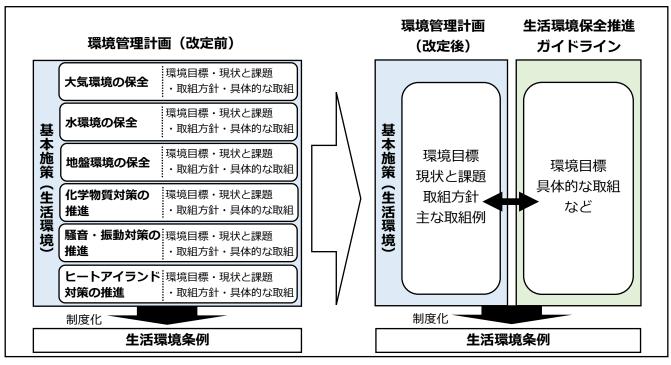


図-1-6 環境管理計画の改定と生活環境保全推進ガイドライン及び生活環境条例の関係

1 - 3

生活環境の目指す姿・環境目標・達成の目安となる環境の状況

本ガイドラインでは、環境管理計画と整合を図りながら、生活環境の目指す姿や、大気や水などの生活環境の分野ごとに詳細な環境目標と達成の目安となる環境の状況を設定します(表-1-2,3)。

表-1-2 環境管理計画の生活環境の目指す姿等

目指す姿	安全・安心で快適な生活環境の保全				
2025 年度	◇大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが低減しています。				
までの	◇音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。				
環境目標	◇市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。				
	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成				
達成の目安	◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする				
となる	◇生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする				
環境の状況	◇市民の生活環境に関する満足度の向上				
	◇生活環境の保全につながる環境行動の推進				

生活環境の分野ごとに 詳細に設定

表-1-3 生活環境保全推進ガイドラインの目指す姿等

目指す姿		安全・安心で快適な生活環境の保全					
	2025 年度までの	◇大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしてい					
大気環境の	環境目標	ます。					
保全	達成の目安となる						
	環境の状況	◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする					
	2025 年度までの	◇水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、					
水環境の	環境目標	水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。					
保全	達成の目安となる	◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成					
	環境の状況	◇生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする					
	2025 年度までの	◇土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれていま					
地盤環境の	環境目標	す。					
保全		◇土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている					
体主	達成の目安となる 環境の状況	◇地下水質に係る環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている					
		◇地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない					
	2025 年度までの						
音環境の	環境目標	◇騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。 					
保全	 達成の目安となる						
	環境の状況	◇市民の生活環境に関する満足度の向上					
		 ◇大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境リスクが					
	2025 年度までの	低減しています。					
	環境目標	◇音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。					
分野横断の		◇市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。					
カ野傾断の取組		◇環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成					
以祖	 達成の目安となる	◇光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする					
	環境の状況	◇生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする					
	承先♡ 伙儿	◇ <u>市民の生活環境に関する満足度の向上</u>					
		◇生活環境の保全につながる環境行動の推進					
市民生活に	2025 年度までの 環境目標	◇生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしています。					
関連した取組	達成の目安となる 環境の状況	◇市民の生活環境に関する満足度の向上					

[※]下線は環境管理計画と共通の項目

1-4 生活環境の保全にあたっての基本的な方向性

次の2つの方向性で生活環境の保全を推進します。

◆ 生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進

生活環境には、大気や水、土壌などの様々な分野があることから、従来からその分野ごとに目標を定め、法や条例に基づく取組を体系的に進めてきました。また、大気や水などの生活環境を保全する取組は、それぞれの取組が密接に関係することから、分野を横断した取組も進めてきました。さらに、市民の環境へのニーズに対応して市民生活に関連した取組も進めてきました。これらの取組により、横浜の生活環境は良好になってきています。今後も、マイナスからゼロの環境に向けて、生活環境の悪化を未然に防止し、良好に維持するためにも、現行の基盤となる取組を着実に推進していきます。

◆ 連携による新たな取組の推進

生活環境はすべての環境の基礎であり、まちづくりや温暖化対策などの他の施策とも密接に関係しています。さらに、環境への負荷は、事業活動や市民の生活などあらゆる主体の活動に起因しています。また、最近では SDGs¹の目標達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる課題への統合的な解決や地球規模のパートナーシップなどの施策間・主体間の連携の考え方が示されています。生活環境の保全についても、ゼロからプラスの環境に向けて、SDGs の考え方を取り入れ、施策間・主体間の連携による新たな取組を推進していきます。

1-5 ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は、**図-1-7** のとおりです。第1章では、本ガイドラインについて、基本的な事項をまとめています。第2章では、生活環境の保全の基盤となる具体的な取組について、大気や水環境などの分野別の取組と分野横断の環境保全施策、市民生活に関連する取組にまとめています。第3章では、今後検討していく連携による新たな取組の方針をまとめています。第4章では、本ガイドラインの評価や進捗管理、公表についてまとめています。

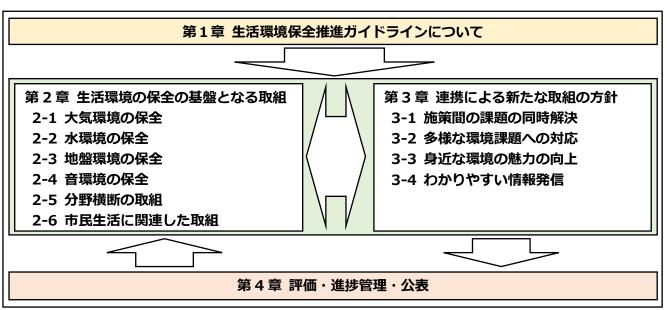


図-1-7 生活環境保全推進ガイドラインの構成

持続可能な開発目標(**S**ustainable **D**evelopment **G**oal**s**)。2015 年 9 月の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で掲げられた国際目標。17 のゴール(目標) とゴールごとに設定された 169 のターゲットから構成されている。

¹ [SDGs]

【第2章】生活環境の保全の基盤となる取組

生活環境の保全の基盤となる取組として、典型七公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、 地盤沈下、悪臭)に関する法令に基づく規制指導や環境監視を中心に進め [2-1~4]、加えて生活環 境条例などによる総合的な施策を推進します [2-5]。また、安全・安心な市民生活のため、苦情相談 への対応や情報の公表などを行います [2-6]。



横浜市生活環境の保全等に関する条例

図-2-1 第2章の構成 (分野ごとの根拠法令、生活環境条例と関連する取組)

交通に関する騒音・振動対策

騒音規制法、振動規制法

- ① 「環境目標」と「達成の 目安となる環境の状況」 は、環境管理計画から抽 出しています。
- ② 環境基準や目標値がある ものは、各分野トップの 次ページに表でまとめて います。
- ③ 「具体的取組」のタイト ルで概要を構成しています。
- 4 2-1~4は、「具体的取組」各項の関係図を掲載しています。 2-5.6は、分野別の取組

との関係をまとめた表を掲

(5) は、監視や規制等の対象となる主な物質・ 基準や施設等を示しています。(7)と連動)

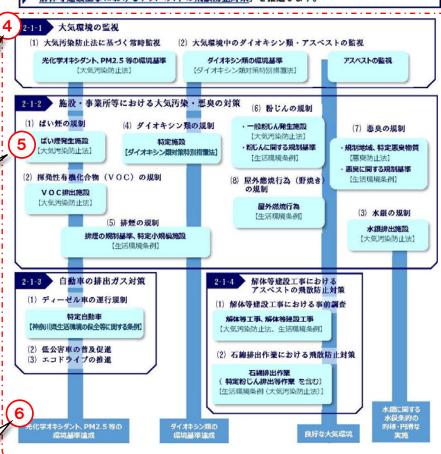
載しています。

- ⑥ は、具体的取組の主要目的が同じもので繋げています。
- ⑦ は、監視や規制等の対象となる主な物質・ 基準や施設等を説明しています。(⑤と連動)

2-1 大気環境の保全

1 2025 年度までの 大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮 環境目標 らしています。

- 2 ・環境基準 (表-2-1-1,2) の達成率の向上及び継続的な達成 ・ 光化学スモッグ注意報の発令回数を 0 にする
- 具体的取組の概要 3 「<u>大気環境の監視</u>」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
 - 「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
 - 「解体等建設工事におけるアスペストの飛散防止対策」を推進します。



具体的取組2-1-1 大気環境の監視

大気環境の監視は、環境基準の適否等の現状把握や大気環境の保全に関する施策の効果を確認するため、一般 環境大気測定局(一般局)20局、自動車排出ガス測定局(自排局)8局で嫌禁的に行います。

(1) 大気汚染防止法に基づく常時監視

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) などの常時測定を継続的に行うほか、有害大気汚染物質の 測定を1か月に1回行います。特に、光化学オキシダントの常時測定の結果、光化学スモッグ注意報が発令さ れた場合には、住民や学校の児童生徒などに注意を呼びかけるとともに、大規模な工場や事業場に対して燃料 使用量の削減等の対策を実施するように要請します。

■ 光化学オキシダント

オゾン等の光化学反応により生成される酸化性物質 [昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号]

- 微小粒子状物質(PM2.5)
- 大気中に浮遊している 2.5µm 以下の小さな粒子 [平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 25 号]
- 有害大気汚染物質
- 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法第二条第十五項】

図-2-2 第2章各項のトップページ等の構成

2-1 大気環境の保全

2025 年度までの 環境目標 大気環境が良好に保全され、市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮ら しています。

達成の目安となる 環境の状況

- ・環境基準 (表-2-1-1.2) の達成率の向上及び継続的な達成
- ・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする

具体的取組の概要

- ▶「大気環境の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。
- ▶ 「施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策」と「自動車の排出ガス対策」を推進します。
- 「解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策」を推進します。

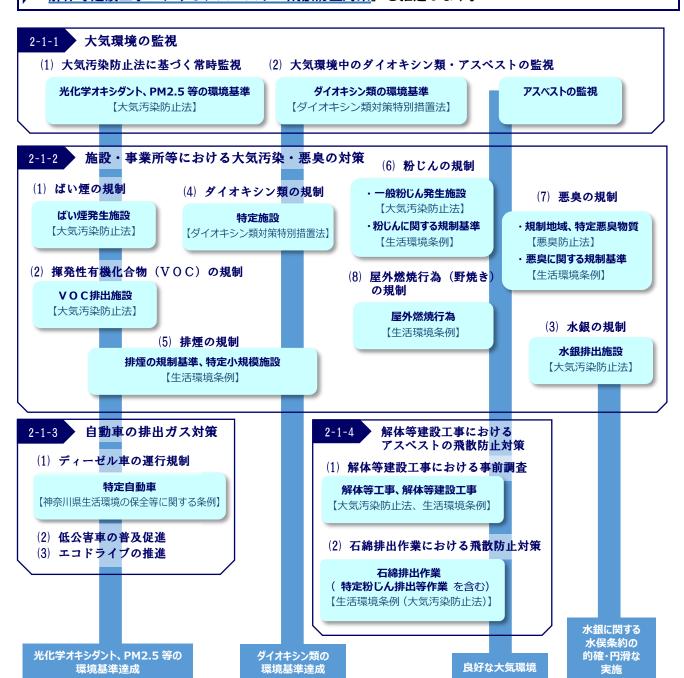


表-2-1-1 大気汚染に係る環境基準及び評価方法

項目	環境基準	評価方法
二酸化硫黄(SO₂)	「日平均値が 0.04 ppm 以下であること」かつ「1時間値が 0.1 ppm 以下であること」	長期的評価 (※1)
一酸化炭素(CO)	「日平均値が 10 ppm 以下であること」かつ「8時間平均値が 20 ppm 以下であること」	長期的評価 (※1)
浮遊粒子状物質(SPM)	「日平均値が $0.10~mg/~m^3$ 以下であること」かつ「 1 時間値が $0.20~mg/~m^3$ 以下であること」	長期的評価 (※1)
二酸化窒素(NO2)	「日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること」 _(※2)	98%值評価 (※3)
光化学オキシダント(O _X)	「1 時間値が 0.06 ppm 以下であること」	5 時~20 時の測定値 による評価
微小粒子状物質(PM2.5)	「年平均値が 15 $\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること」かつ「日平均値が 35 $\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること」	年平均値の評価及び 98%値評価 _(※3) の併用
ダイオキシン類	「年平均値が 0.6 pg-TEQ/m³ _(※4) 以下であること」	

- (※1) 年間の有効な日平均値の2%除外値を環境基準と比較して評価する。ただし、日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、未達成とする。
- (※2) 横浜市では環境基準のゾーン下限値(0.04 ppm)を環境目標値とする。
- (※3)年間の有効な日平均値の98%値を環境基準と比較して評価する。
- (※4) TEQ とは、2.3.7.8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値のこと。

表-2-1-2 有害大気汚染物質に係る環境基準及び指針値(※1)

項目	環境基準	項目	指針值 (※2)
ベンゼン	0.003 mg/m³以下	アクリロニトリル	2 μg/m³以下
トリクロロエチレン	0.13 mg/m³以下	塩化ビニルモノマー	10 μg/m³以下
テトラクロロエチレン	0.2 mg/m³以下	クロロホルム	18 μg/m³以下
ジクロロメタン	0.15 mg/m³以下	1,2-ジクロロエタン	1.6 μg/m³以下
(※1)全て年平均値。		水銀及びその化合物	40 ng/m³以下
(※2)「指針値」とは有害性評価に		ニッケル化合物	25 ng/m³以下
信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。		1,3-ブタジエン	2.5 μg/m³以下
		ヒ素及びその化合物	6 ng/m³以下
(※3)平成 25 年度から指針値が	設定されている。	マンガン及びその化合物(※3)	0.14 μg/m³以下

具体的取組2-1-1 大気環境の監視

大気環境の監視は、環境基準の適否等の現状把握や大気環境の保全に関する施策の効果を確認するため、 一般環境大気測定局(一般局)20局、自動車排出ガス測定局(自排局)8局で継続的に行います。

(1) 大気汚染防止法に基づく常時監視

光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) などの常時測定を継続的に行うほか、有害大気汚染物質の測定を1か月に1回行います。特に、光化学オキシダントの常時測定の結果、光化学スモッグ注意報 が発令された場合には、住民や学校の児童生徒などに注意を呼びかけるとともに、大規模な工場や事業場に対して燃料使用量の削減等の対策を実施するように要請します。

■ 光化学オキシダント

オゾン等の光化学反応により生成される酸化性物質 【昭和48年5月8日 環境庁告示第25号】

■ 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している 2.5 µm 以下の小さな粒子【平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 25 号】

■ 有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法第二条第十三項】

光化学オキシダント濃度の1時間値が 0.12 ppm 以上となり、気象条件からみてその状況が継続すると認められるときに発令される。

^{1 「}光化学スモッグ注意報」

表-2-1-3 市内の大気汚染常時監視局(2017年度)

	激定項目(※1)								干点	~/	
	測定局名	二酸化硫黄	一酸化炭素	(※) 二酸化窒素	2) 一酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	有害大気汚染物質	光化学オキシダント	(※ メタン	3) 非メタン炭化水素
	鶴見区潮田交流プラザ	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	神奈川区総合庁舎	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	港北区総合庁舎	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	中区加曽台	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
	磯子区総合庁舎	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	保土ケ谷区桜丘高校	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	西区平沼小学校	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	金沢区長浜	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
一般	鶴見区生麦小学校	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0
般環境大気	中区本牧	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
人 気 測	戸塚区汲沢小学校	0	-	0	0	0	-	-	0	-	-
測定局	港南区野庭中学校	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	旭区鶴ケ峯小学校	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
	瀬谷区南瀬谷小学校	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	南区横浜商業高校	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	栄区上郷小学校	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	緑区三保小学校	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0
	青葉区総合庁舎	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	都筑区総合庁舎	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	泉区総合庁舎	0	-	0	0	0	0	-	0	-	-
	鶴見区下末吉小学校	-	-	0	0	0	_ <u>-</u>	-	_ <u>-</u>	-	-
<u></u>	西区浅間下交差点	-	0	0	0	0	0	-	-	0	0
自動車	港南中学校	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
排出	戸塚区矢沢交差点	-	-	0	0	0	0	-	-	0	0
排出ガス測定局	旭区都岡小学校	-	0	0	0	0	-	-	-	0	0
測定局	青葉台	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-
/ - J	資源循環都筑工場前	-	-	0	0	0	-	-	-	-	-
	機子区滝頭	-	-	0	0	0	-	0	-	0	0

- (※1)環境基準が設定されていない項目は一。
- (※2) 光化学オキシダントの原因物質である窒素酸化物 (NO_X) の濃度は、一酸化窒素と二酸化窒素との和による。
- (※3) 光化学反応性が高い炭化水素を監視するために測定。ただし、メタンは光化学反応性が無視できるため、非メタン炭化水素と分離している。

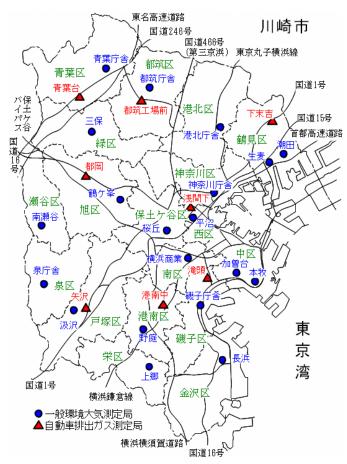


図-2-1-1 大気汚染常時監視局の配置図



自動車排出ガス測定局(西区浅間下交差点)

表-2-1-4 環境基準又は指針値の達成状況と光化学スモッグ注意報の発令回数(2013~2017年度)

			環境基準達成状況等 (※1)					
	項目		2013	2014	2015	2016	2017	
_i	二酸化硫黄(SО₂)		18 / 18	17 / 17	18 / 18	18 / 18	18 / 18	
浮:	遊粒子	P状物質(SPM)	24 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28	28 / 28	
—i	酸化炭	^技 素(CO)	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	3 / 3	
_i	酸化氢	星素(NO ₂) _(※2)	26 / 28	25 / 28	19 / 28	25 / 28	22 / 28	
微	小粒子	子状物質(PM2.5)	0 / 8	2 / 18	16 / 20	20 / 20	20 / 20	
光	化学 2	↑キシダント(O _X)	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19	0 / 19	
光·	化学ス	スモッグ注意報	12	5	6	2	5	
		ベンゼン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
	環境基準	トリクロロエチレン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
		テトラクロロエチレン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
		ジクロロメタン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
有		アクリロニトリル	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
害大		塩化ビニルモノマー	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
気汚		クロロホルム	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
染 物	指	1,2-ジクロロエタン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
質	針値	水銀及びその化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
	1但	ニッケル化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
		1,3-ブタジエン	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
		ヒ素及びその化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	
		マンガン及びその化合物	5 / 5	5 / 5	5 / 5	3 / 3	3 / 3	

- (※1) 光化学スモッグ注意報は発令回数、その他は分母が全測定局数、分子が環境基準達成局数(全局で達成していないものは))
- (※2) 国が定める環境基準には5年間全地点で達成しているが、横浜市の環境目標値(環境基準の下限値 0.04 ppm)が達成されていない。
- (※3) 有害大気汚染物質は、毎月1回の測定による年平均値における評価。また、環境基準又は指針値が定められていない 10 項目(アセトアルデヒド、クロム及びその化合物、酸化エチレン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ(a)ピレン、ホルムアルデヒド、四塩化炭素、1,2-ジクロロプロパン、トルエン、塩化メチル)の測定も実施している。

(2) 大気環境中のダイオキシン類・アスベストの監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視として、毎年市内6区(6地点)で年4回の測定を行い、 市内18区の監視を3年サイクルで行います。また、同じ地点・頻度でアスベスト濃度の測定も行います。 アスベスト濃度は環境基準が設定されていないため、世界保健機関(WHO)の「環境保健クライテリア」「における1本/Lを目安値として評価します。

[「]環境保健クライテリア」

[「]世界保健機関(WHO)、国際労働機関(ILO)及び国連環境計画(UNEP)が共同で実施している国際化学物質安全性計画(IPCS)において、化学物質ごとに人の健康に及ぼす影響を総合的に評価して取りまとめたもの。

この中で、世界の都市部の一般環境中のアスベスト濃度は、 $1\sim10$ 本/L 程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低いとされている。

表-2-1-5 ダイオキシン類・アスベストの測定状況等(2013~2017年度)

項目	環境基準達成状況等 (※1) (※2)						
坝 日	2013	2014	2015	2016	2017		
ダイオキシン類	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6		
アスベスト	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6		

- (※1)年度別の測定地点は次のとおり。
 - · 2013, 2016 年度は、神奈川区総合庁舎、南区横浜商業高校、港南区野庭中学校 、旭区鶴ケ峯小学 校、金沢区長浜、都筑区総合庁舎
 - ·2014, 2017 年度は、中区本牧 、保土ケ谷区桜丘高校 、磯子区総合庁舎 、港北区総合庁舎、緑区 三保小学校 、泉区総合庁舎
 - · 2015 年度は、鶴見区生麦小学校、西区平沼小学校、青葉区総合庁舎、戸塚区汲沢小学校、栄区上郷 小学校、瀬谷区南瀬谷小学校
- (※2)基準達成状況等は、各地点における年4回の測定結果の平均値について、ダイオキシン類は環境基準、 アスベストは1本/Lにより判定。分母が全測定地点数、分子が基準等達成地点数

具体的取組2-1-2

施設・事業所等における大気汚染・悪臭の対策

大気汚染防止法及び生活環境条例では、大気環境を保全するために規制が必要な施設や事業所等を定め、 施設からの排煙の排出量基準等を定めています。

法・条例に基づく規制指導として、このような施設等に対し、設置する前の届出等による事前審査や排 ガス測定を伴う立入検査などを行い、排出量基準の遵守等に関する指導を行います。また、この指導にお いて法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

根拠法令 年度別の設置施設数 (※1) 対象施設 2013 2014 2015 2016 2017 大気汚染防止法 ばい煙発生施設 3,563 3,611 3,576 3,407 3295 25 揮発性有機化合物排出施設 25 25 25 18 水銀排出施設(※2) 547 522 545 535 616 一般粉じん発生施設 ダイオキシン類対策特別措置法 77 特定施設 80 80 79 78 生活環境条例 特定小規模施設 小規模固定型内燃機関(※3) 9,998 10,336 10,643 10,980 11,321 小規模焼却炉等 38 39 41 41 44

表-2-1-6 大気汚染防止法等の対象施設数推移(2013~2017年度)

- (※1) 各年度末の時点で設置されている各対象施設の数。
- (※2) 改正法施行により 2018 年 4 月 1 日から規制対象。2018 年 4 月に届出がされた施設は 39 施設(設置工事中も含む)。
- (※3)「重油換算燃焼能力 50 L/h 未満で定格出力 7.5kW 以上のガスタービン」も含む。

(1) ばい煙の規制

物の燃焼や合成・分解などに伴い発生する硫黄酸化物や窒素酸化物など、「ばい煙」の排出に対する規制指導を行います。施設に対する排出基準と事業所に対する総量規制基準があります。

■ ばい煙

物の燃焼、合成、分解その他の処理等に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの【大気汚染防止法第二条第一項】

例)硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物 etc. (排出基準、総量規制基準あり)

■ ばい煙発生施設

工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法施行令別表第一】

例)ボイラー、廃棄物焼却炉、ガスエンジン etc. (規模要件あり)

■ 特定工場等

大気環境基準の確保が困難であると認められる指定地域の工場 又は事業場であって、都道府県知事が定める規模以上のもの。 窒素酸化物・硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。【大気汚 染防止法第五条の二】

- >「硫黄酸化物の総量規制基準による規制の対象となる工場又 は事業場の規模」(都道府県知事が定める規模)【神奈川県告 示 昭和51年3月23日第218号】
- > 「大気汚染防止法による硫黄酸化物の総量規制基準」(指定地域、総量規制基準) [神奈川県告示 昭和 51 年 3 月 26 日 第 223 号]
- > 「大気汚染防止法による窒素酸化物の総量規制基準」(指定地域、総量規制基準) [神奈川県告示 昭和 57 年 3 月 31 日 第 309 号]



ばい煙の測定による立入検査

(2) 揮発性有機化合物 (VOC) の規制

揮発性有機化合物 (VOC) は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの生成の原因となるため、排出量が多い施設に対する規制指導を行います。

■ 揮発性有機化合物(VOC)

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物【大気汚染防止法第二条第四項】

■ 揮発性有機化合物排出施設

工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するもののうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なもの【大気汚染防止法施行令別表第一の二】

例) 塗装施設、VOCによる洗浄施設 etc. (規模要件あり)

(3) 水銀の規制

地球的規模の水銀汚染の防止を目指す「水銀に関する水俣条約」を日本が批准したことに伴い、大気への排出量削減を目的として、大気汚染防止法が改正されました。この改正に基づき、2018年度から水銀の大気排出に対する規制指導を行います。

■ 水銀物排出施設

工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、水銀に関する水俣条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なもの【大気汚染防止法施行規則別表第三の三】

例) 石炭ボイラー、廃棄物焼却炉 etc. (規模要件あり)

(4) ダイオキシン類の規制

塩素を含むものを燃やすときや化学物質の製造中に生成するダイオキシン類の発生や大気中への排出 を抑制するため、排出のおそれがある施設に対する規制指導を行います。

■ 特定施設(ダイオキシン類対策特別措置法)

工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出する施設(規模要件あり)【ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第一】

(5) 排煙の規制

生活環境条例では、大気汚染防止法に基づくばい煙等への規制に加え、物の燃焼、合成、分解その他の処理等に伴い発生する炭化水素系物質や排煙指定物質等を「排煙」とし、その規制基準として、廃棄物焼却炉の設備基準や炭化水素系物質の貯蔵施設に係る基準などを定めています。また、法の対象外となる小規模なガスエンジンや廃棄物焼却炉を「特定小規模施設」として設置等を届け出る対象とし、窒素酸化物やダイオキシン類の排出基準等を定めています。

■ 排煙

物の燃焼、合成、分解その他の処理等に伴い発生する硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、ばいじん、排煙指定物質(カドミウム、塩化水素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質)、ダイオキシン類など【生活環境条例第2条第12号】

> 「排煙の規制基準」 【生活環境条例施行規則別表第2~8】

■ 特定小規模施設

排煙を発生する以下の施設【生活環境条例第83条】

◆ 小規模固定型内燃機関

重油換算燃焼能力 50 L/h 未満で定格出力 7.5 kW 以上のディーゼルエンジン、重油換算燃焼能力 35 L/h 未満で定格出力 7.5 kW 以上のガスエンジン・ガソリンエンジン。窒素酸化物の排出濃度基準等が定められている。【生活環境条例施行規則 第68条第1号】

◆ 重油換算燃焼能力 50 L/h 未満で定格出力 7.5 kW 以上のガスタービン。窒素酸化物の排出濃度基準等が定められている。 【生活環境条例施行規則第 68 条第 2 号】

◆ 小規模焼却炉等

廃棄物焼却炉(「指定施設」_(※) を除き、移動式も含む)、動物火葬炉(移動式も含む)、木炭・竹炭等の製造に係る乾留施設。 ダイオキシン類の排出濃度基準等が定められている。【生活環境条例施行規則第68条第3号】

(※)「指定施設」の廃棄物焼却炉(火床面積又は火格子面積 0.5 m以上、焼却能力 50 kg/h 以上、又は一次燃焼室容積 0.8 m以上)【生活環境条例施行規則別表第1の51の項】

(6) 粉じんの規制

物の破砕、選別等の機械的処理又はたい積に伴い、粉じんが発生・飛散するため、これを防止する規制指導を行います。大気汚染防止法で定める施設への規制に加え、生活環境条例で事業所に対する規制 基準を定めています。

■ 粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質【大気汚染防止法第二条第七項】

> 「粉じんに関する規制基準」 【生活環境条例施行規則別表第9】

■ 一般粉じん

石綿(アスベスト)以外の粉じん【大気汚染防止法第二条第七~九項】

■ 一般粉じん発生施設

工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法施行令別表第二】

例)鉱物・土石の堆積場、ベルトコンベア、破砕機、ふるいetc. (規模要件あり)

(7) 悪臭の規制

事業活動で生じる悪臭に対する規制指導を行います。悪臭防止法に基づき、規制の対象とする地域や 物質等が定められていますが、これに加え、生活環境条例で事業所に対する規制基準を定めています。

■ 規制地域 (悪臭防止法)

「住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域」で、横浜市域内の規制地域を市長が指定している。規制地域内の事業所に悪臭防止法の規制基準が適用される。【悪臭防止法第三条】

■ 特定悪臭物質

「アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」(22 物質)で、 横浜市域内の規制基準を市長が定めている。【悪臭防止法施行令第一条】

> 「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」【横浜市告示 昭和 48 年 5 月 31 日 第 129 号、平成 7 年 4 月 5 日 第 87 号】 規制地域を市街化区域とし、敷地境界線、煙突等の排出口、排出水における特定悪臭物質の規制基準(濃度基準)を定めている。

■ 臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したものであり、試料を臭気が感じられなくなるまで無臭の空気又は水で希釈したときの希釈倍率の常用対数値を 10 倍した値。【悪臭防止法施行規則第一条】

- > 「悪臭に関する規制基準」 【生活環境条例施行規則別表第10】
- > 「悪臭に関する評価方法」 【生活環境条例施行規則別表第 10 備考】 事業者が生活環境条例の悪臭に関する規制基準を遵守しているか否かを判定するための評価方法を横浜市長が定めており、 臭気指数により評価する。

(8) 屋外燃焼行為(野焼き)の規制

生活環境条例では、焼却施設の設備や排ガス等の基準を定めており、この基準に適合しない焼却施設等による屋外での燃焼行為を「屋外燃焼行為」として、事業者に限らず何人に対しても原則として禁止しています。ただし、農業に伴う収穫残渣等の燃焼やたき火・バーベキュー等の屋外レジャーなどは、燃焼させる物を限定して認められています。

■ 屋外燃焼行為

生活環境条例では、「屋外での燃焼が禁止されるもの」と「例外的に認められる行為」を次のとおり定めている。【生活環境条例施行規則第43条】

【屋外での燃焼が禁止されるもの】

- ・「合成樹脂」
- ・「ゴム」
- ・「木材」(伐採木・木の枝を含む)
- ・「油脂類」(鉱物油・有機溶剤を含む)
- •「布」
- 「紙」

【例外的に認められる行為】

- ・農業、林業、漁業を営む者が自己の作業に伴い行う燃焼行為 (ただし、「木材」と「紙」のみ可)
- ・日常生活や屋外レジャーにおいて通常行われる燃焼行為であって軽微なもの(ただし、「木材」と「紙」のみ可)
- ・教育活動の一環として通常行われる燃焼行為であって軽 微なもの(ただし、「木材」と「紙」のみ可)
- ・地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事に伴う燃焼行為(ただし、「木材」と「紙」のみ可)
- ・消火訓練に伴うもの、災害(震災、風水害、火災、凍霜害等)の予防、応急対策、復旧のために必要な燃焼行為



過去の指導事例(建築廃材の屋外燃焼行為)

具体的取組2-1-3 自動車の排出ガス対策

自動車から排出される窒素酸化物と粒子状物質の削減に向け、神奈川県との連携を中心として、九都県市首脳会議¹や神奈川県公害防止推進協議会²など、広域的な連携組織による取組も進めます。また、神奈川県が策定した「神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画」³による対策も推進します。

(1) ディーゼル車の運行規制

九都県市では、一都三県の条例において、粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の各都県域内での運行を禁止しており、横浜市域では、警察と連携した路上での検査やビデオ撮影による検査を 実施します。

■ 特定自動車

軽油を燃料とする自動車として道路運送車両法第 58 条の規定により有効な自動車検査証の交付を受けた普通自動車又は小型自動車のうち、所定の要件を満たすもの【神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 86 条の 2 第 1 号】 例)貨物の運送の用に供する自動車、人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車

(2) 低公害車の普及促進

九都県市では、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、九都県市が率先して公用車に導入していくと ともに、低公害な自動車の導入を一般に広く推奨します。

また、横浜市では、運輸部門からのCO₂削減を目的として、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車の普及や水素ステーション等のインフラ設備の設置促進を加速させるとともに、公用車への率先導入も進めます。これらの車両は、走行中に窒素酸化物等を排出しない、または少ないため、大気汚染の防止にも寄与します。



燃料電池自動車(FCV)

(3) エコドライブの推進

エコドライブとは、急発進や急加速をしない、アイドリングストップの励行など環境に配慮した運転方法のことです。九都県市や神奈川県公害防止推進協議会、かながわエコドライブ推進協議会 4などによる取組として、エコドライブの技術を身に付けるための講習会開催や情報発信などを行います。

1 「九都県市首脳会議」

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市により構成され、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的とした会議。環境問題対策委員会の大気保全専門部会では、低公害車の指定制度や一都三県の条例によるディーゼル車の運行規制などを行っている。

² 「神奈川県公害防止推進協議会」

神奈川県・横浜市・川崎市により構成され、公害行政の円滑な推進を図り、快適な生活環境を実現することを目的とする。PM2.5 や自動車交通公害の対策に連携して取り組む。

³ 「神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画」

自動車NOx・PM法(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)は、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目的とし、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を対策地域に指定し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の排出総量の削減を図るもの。同法に基づき、都道府県が総量削減計画を策定し、対策を進める。

4 「かながわエコドライブ推進協議会」

神奈川県内の運送業・荷主関連・自動車関連等の団体・企業や県警察本部、行政機関を構成員とし、連携してエコドライブの推進を図ることを目的とする。

具体的取組2-1-4

解体等建設工事におけるアスベストの飛散防止対策

アスベスト (石綿) が使用された建材は劣化等がなく健全な状態であれば問題ありませんが、この建材 の解体・改造補修を行う際にアスベストが飛散するおそれがあるため、大気汚染防止法及び生活環境条例 において、規制が必要な作業を定めています。

これらの作業に対し、法・条例に基づく規制指導として、作業開始前の届出や作業中の立入検査等による飛散防止の指導を行います。また、届出がされた作業の敷地境界等における大気中のアスベスト濃度の測定や完了の報告等も義務付け、さらなる安全を図ります。これらの指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

根拠	届出種類	2013	2014	2015	2016	2017
法	特定粉じん排出等作業(開始)	217	193	209	211	264
	特定粉じん排出等作業(完了)	199	188	206	209	252
条例	石綿排出作業(開始)	27	13	22	25	14
	石綿排出作業(完了)	22	10	19	23	17

表-2-1-7 石綿排出作業等の届出件数(2013~2017年度)

(1) 解体等建設工事における事前調査

建築物等の解体・改造補修の作業を伴う建設工事では、施工者が石綿排出作業の有無を着工前に調査 し、その結果を掲示しなければなりません。この調査の実施等に関する指導として、他法令による解体 工事の届出等の情報をもとに立入検査を行います。

■ 解体等工事・解体等建設工事

法では、建築物・工作物を解体し、改造し、又は補修する工事を「解体等工事」とし、条例では、建築物等を解体し、改造し、 又は補修する作業を伴う建設工事を「解体等建設工事」としている。【大気汚染防止法第十八条の十七、生活環境条例第 92 条の 2】

(2) 石綿排出作業における飛散防止対策

法・条例の届出の対象となる石綿排出作業では、プラスチックシートによる養生と集じん・排気装置などの設備による負圧隔離や、セメント建材の湿潤化・手ばらしなどの措置を行い、アスベストの飛散を防止しなければなりません。また、作業期間中と作業終了後に敷地境界や作業場所の近傍等における大気中のアスベスト濃度を測定し、アスベストが飛散していないか確認するとともに、測定結果や作業の実施状況等を報告することを求めています。

■ 特定建築材料

吹付け石綿 、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材【大気汚染防止法施行令第三条の三】

■ 特定粉じん排出等作業

特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じん(石綿)が大気の汚染の原因となるもの【大気汚染防止法施行令第三条の四】

■ 石綿排出作業

特定粉じん排出等作業に「石綿含有セメント建材(使用面積 1,000m²以上)」と「石綿布」が使用されている建築物等の解体・ 改造補修をする作業を加えたもの【生活環境条例施行規則第 70 条】

> 「石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準」 【生活環境条例第 90 条】

2025 年度までの 環境目標 水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水 遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。

達成の目安となる 環境の状況

- ・環境基準 _(表-2-2-1~4) や水環境目標 _(表-2-2-5,6) の達成率の向上及び継続 的な達成
- ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする

具体的取組の概要

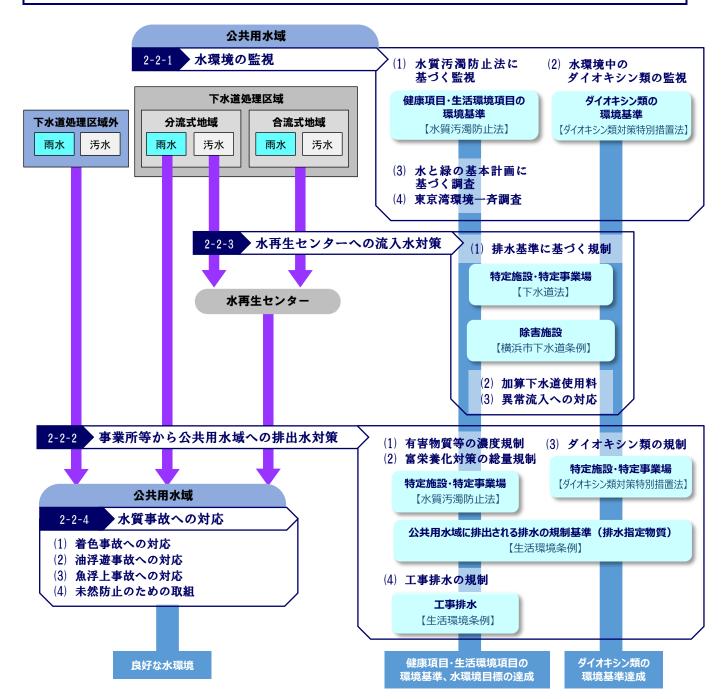


表-2-2-1 水質汚濁に係る環境基準(健康項目、ダイオキシン類)(※)

項目	環境基準	項目	環境基準
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
ダイオキシン類(水質(水底の底質を除く))	1 pg-TEQ/L以下	ダイオキシン類(水底の底質)	150 pg-TEQ/g以下

^(※)基準値は年間平均値とする(ダイオキシン類(水底の底質)を除く)。ただし、全シアンについては、最高値とする。

表-2-2-2 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目【河川】)

ア (BOD など)(*)

類型	水素イオン濃度指数 (p H)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
В	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5000 MPN/100m 以下
С	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_
D	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	_

^(※) 基準値は、日間平均値とする。ただし、BOD については「75%水質値」が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって 75%水質値とする。 $(0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

イ (全亜鉛など)

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物B	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下

^(※)基準値は年間平均値とする。

表-2-2-3 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目【海域】)

ァ (COD など)_(※)

<i>y</i> (60	リなと)(※)				
類型	水素イオン濃度指数	化学的酸素要求量	溶存酸素量	大腸菌群数	nーヘキサン抽出物質
規型	(pH)	(COD)	(DO)	人肠困杆蚁	(油分等)
В	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_	検出されないこと
С	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	_	_

^(※) 基準値は、日間平均値とする。ただし、COD については「75%水質値」が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

イ (全窒素・全燐)(※)

類型	全窒素	全燐
Ш	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

(※) 基準値は、表層の年間平均値とする。

ウ (全亜鉛など)(※)

類型	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	

^(※)基準値は年間平均値とする。

表-2-2-4 環境基準に係る水質測定地点

【河川】

水域	支川	測定地点名		 型	● 公共用水域水質測定地点
7,10%		MACABINATI	ア (BOD など)	イ (全亜鉛など)	
鶴見川		千代橋	D		
		亀の子橋 (※1)	D		青栗区 **大橋
		大綱橋 (※1)	С		都筑区 数 大網板 末吉樹
		末吉橋 (※1)	С		緑 区 三世 大佐橋 大坂村 見 港北区ぐ
		臨港鶴見川橋 (※1)	С		「
	恩田川	都橋	D		は 工橋 は 見り
	大熊川	大竹橋 (※1)	D		柳谷区
	鳥山川	又口橋 (※1)	D		超区
	早渕川	峯大橋 _(※1)	С		新道 大橋 大橋
	矢上川	矢上川橋 (※1)	С		* * ***
入江川		入江橋	В	生物 B	東区 東
帷子川		水道橋	В		高望橋
大岡川		清水橋	В		一
宮川		瀬戸橋	В		
侍従川		平潟橋	В		●富岡神
境川		鶴間橋 (※2)	D		東京湾 金沢区 東京湾 東京湾
		新道大橋 (※2)	D		
		高鎌橋	D		華鴻鴻沖
	柏尾川	吉倉橋	С		注1 ・・・・・・ は、COD等に係る水域名 を示す。B 類型・C 類型
	作用	鷹匠橋	С		往2 は、全室票・全郷に係る水域名
	いたち川	いたち川橋	С		を示す。 (ロ)・(ニ)

(※1)は国土交通省、(※2)は大和市が測定

図-2-2-1 環境基準に係る水質測定地点

【海域】

	類型					
測定地点	ア (COD など)	イ (全窒素及び全燐)	ウ (全亜鉛など)			
鶴見川河口先	С	IV				
横浜港内	С	IV				
磯子沖	С	IV				
平潟湾内	В	Ш	海域生物 A			
本牧沖	В	IV				
富岡沖	В	IV				
平潟湾沖	В	Ш				

表-2-2-5 水と緑の基本計画に基づく水環境目標【河川】

	達成目標					
水域	生物指標による水質評価	BOD	ふん便性 大腸菌群数			
寺家川、岩川、梅田川、 台村川、堀谷戸川、矢指川、 大岡川(田中橋より上流)、 宮川(宮川橋より上流、左支川)、 侍従川(六浦二号橋より上流)、 名瀬川、舞岡川、 いたち川(城山橋より上流) 奈良川、黒須田川、大熊川、鳥山川、 帷子川(矢指川合流点より上流)、 二俣川、中堀川、市沢川、くぬぎ台川、 阿久和川、平戸永谷川、大門川、相沢川、	「源流・上流域」の"大変きれい" アブラハヤ ホトケドジョウ サワガニ	3 mg/L 以下	1000 個/100 mL 以下			
和泉川、宇田川 江川、早淵川、入江川(寺尾橋より上流)、 帷子川(矢指川合流点より宮川橋まで)、 今井川、大岡川(田中橋から弘岡橋まで)、 日野川、柏尾川	「中流・下流域」の"大変きれい" シマドジョウ ヘビトンボ					
鶴見川(市境より大綱橋まで) 思田川(市境より下流、 鶴見川本川合流まで)、 柏尾川(久保橋から市境まで)、 いたち川(城山橋より下流)、 境川(市域全川)	「 中流・下流域」の"きれい" ウグイ シロハラコカゲロウ アユ	5 mg/L 以下				
鶴見川(大綱橋より下流)、 入江川(寺尾橋より下流)、 帷子川(宮川橋より下流)、 大岡川(弘岡橋より下流)、 宮川(宮川橋より下流)、 侍従川(六浦二号橋より下流)	「 感潮域」の"きれい" ビリンゴ クサフグ オサガニ	3 mg/L				

表-2-2-6 水と緑の基本計画に基づく水環境目標【海域】

	達成目標							
水域	生物指標による水質評価	COD	全窒素	全りん	ふん便性 大腸菌群数			
金沢湾	「内湾」の"きれい" 「干潟」の"きれい" シロギス クサフグ	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	100 個/100 mL 以下			
平潟湾	「干潟」の"きれい" 「内湾」の"きれい" ビリンゴ ミミズハゼ		0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	_			
鶴見川河口先海域、 横浜港(内湾)、 根岸湾	「岸壁」の"きれい" 「内湾」の"きれい" ヨロイイソギンチャク クサフグ	3 mg/L 以下	1.0 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	_			
上記の海域の外海で 横浜市の関連する水域	「岸壁」の"きれい" 「内湾」の"きれい" シロギス マアジ	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	_			

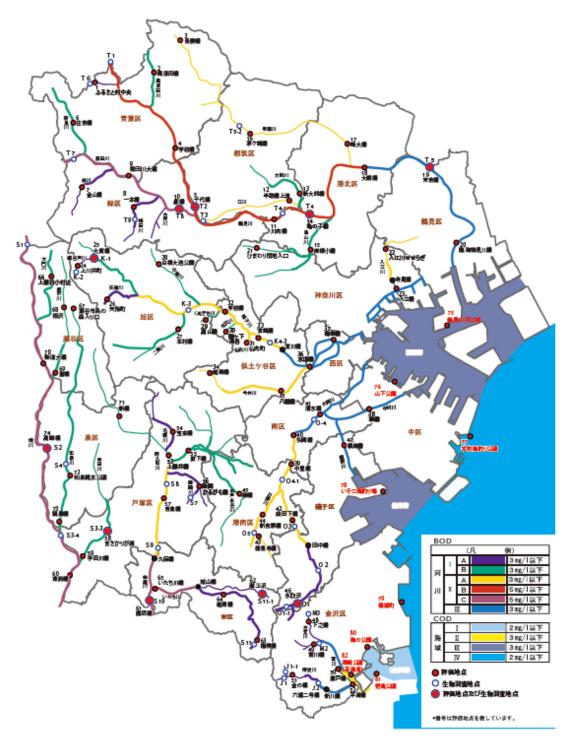


図-2-2-2 水環境目標の水域区分図

水環境の監視は、環境基準の達成状況等の現状把握や水環境の保全に関する施策による効果を確認するため、河川や海域等の公共用水域¹における水質測定を継続的に行います。

(1) 水質汚濁防止法に基づく監視

水質汚濁防止法により神奈川県が定める「公共用水域水質測定計画」(以下「水質測定計画」という。) に基づき、公共用水域において環境基準が設定されている健康項目(27項目)と生活環境項目(12項目) の測定を行います。その他、水質汚濁防止法・生活環境条例の排水規制の対象である項目や環境基準の 達成状況を判断する上で必要な項目等についても測定を行います。

	五口	環境基準達成状況 (※2)							
4	頁目	2013	2014	2015	2016	2017			
河川	BOD	21 / 21	21 / 21	21 / 21	21 / 21	21 / 21			
	COD	5 / 7	3 / 7	6 / 7	4 / 7	4 / 7			
海域	全窒素	6 / 7	6 / 7	6 / 7	6 / 7	6 / 7			
	全りん	6 / 7	5 / 7	5 / 7	4 / 7	3 / 7			

表-2-2-7 水質汚濁に係る環境基準の達成状況(生活環境項目)(2013~2017年度)(※1)

(※2)分母が全地点数、分子が水環境目標達成の地点数(全地点で達成していないものは)

■ 健康項目

人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた27項目【水質測定計画】

■ 生活環境項目

生活環境を保全する等の上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められた 12 項目【水質測定計画】

(2) 水環境中のダイオキシン類の監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、水質測定計画と同じ調査地点で河川・海域の水質及び底質のダイオキシン類の測定を行います。

項目		環境基準達成状況 (※2)						
		2013	2014	2015	2016	2017		
\ 	水質	6 / 6	_	6 / 6	_	6 / 6		
河川	底質	6 / 6	_	6 / 6	_	6 / 6		
海域	水質	_	6 / 6	_	6 / 6	_		
	底質	_	6 / 6	_	6 / 6	_		

表-2-2-8 ダイオキシン類の環境基準達成状況 (2013~2017 年度) (※1)

- ・2013 年度は,入江川入江橋、帷子川水道橋、大岡川清水橋、宮川瀬戸橋、侍従川平潟橋、境川高鎌橋
- ・2014, 2016 年度は、鶴見川河口先、横浜港内、本牧沖、磯子沖、富岡沖、平潟湾内
- ・2015, 2017 年度は、入江川入江橋、帷子川水道橋、大岡川清水橋、宮川瀬戸橋、侍従川平潟橋、柏尾川吉倉橋

(※2)分母が全地点数、分子が環境基準達成の地点数

河川、海域などの公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路【水質汚濁防止法第二条一項】

^(※1)健康項目については、全項目全地点で環境基準を達成。

^(※1)河川及び海域の調査を1年おきに交互に実施することとしている。年度別の測定地点は次のとおり。

[「]公共用水域」

(3) 横浜市水と緑の基本計画に基づく調査

横浜市水と緑の基本計画¹では、基本理念(横浜らしい水・緑環境の実現)と目標像(多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境)の実現に向けて、河川・海域の評価地点における有機性汚濁物質や生物の生息状況などを水環境目標として設定しています。この達成状況を確認するための調査を行います。

表- 2 - 2 - 9	水環境目標の達成状況	(2013~2017 年度)
双 マンス マンタ	小環境日保い建成仏流	(2013~2017 年度)

項目			水環境目標達成状況 (※1、2)					
			2013	2014	2015	2016	2017	
	河川	BOD	63 / 74	67 / 74	70 / 74	62 / 74	64 / 74	
- レゲロ-	海域	COD	0 / 8	0 / 8	1 / 8	1 / 8	0 / 8	
水質目標		全窒素	3 / 8	3 / 8	3 / 8	3 / 8	3 / 8	
		全りん	3 / 8	2 / 8	2 / 8	2 / 8	1 / 8	
	河川		_	36 / 38		_		
生物指標	海域		_	_		10 / 10		



(※1)分母が全地点数、分子が水環境目標達成の測定地点数(全地点で達成していないものは
)

河川の評価地点調査

(4) 東京湾環境一斉調査

東京湾の流域及び海域における環境一斉調査として「東京湾環境一斉調査」を行います。この調査は、国が中心となり、東京湾岸の自治体などで連携するとともに、企業・市民団体等の参加を募って実施します。多様な主体が協働して東京湾のモニタリングを実施することにより、国民・流域住民の東京湾再生への関心を高めます。また、東京湾とその関係する陸域の水質環境の把握及び汚濁メカニズムの解明等を目的として、とりまとめた結果の公表等が国によって行われます。



東京湾環境一斉調査の様子

^{1 「}横浜市水と緑の基本計画」

具体的取組2-2-2

水質汚濁防止法及び生活環境条例では、水環境を保全するために規制が必要な施設や事業所等を定め、 事業所等から公共用水域への排出水に排水基準を定めています。

法・条例に基づく規制指導として、施設を設置する前の届出による事前審査や排出水測定を伴う立入検査などを行い、排水基準の遵守等に関する指導を行います。また、この指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

根拠法令 年度別の事業場数					
対象施設	2013	2014	2015	2016	2017
水質汚濁防止法					
特定事業場	1,662	1,650	1,654	1,660	1,649
ダイオキシン類対策特別措置法					
特定事業場(水質)	16	16	14	14	14
生活環境条例					
工事排水 (※)	13	22	13	19	16

表-2-2-10 対象事業場数推移 (2013~2017 年度)



(1) 有害物質等の濃度規制

カドミウムなど人の健康に被害が生ずるおそれがある有害物質と、化学的酸素要求量(COD)など 生活環境への被害に関する汚染状態を示す項目について、事業所からの排出水中の濃度等に対する規制 指導を行います。水質汚濁防止法では、有害物質は排水量に関わらず規制されますが、COD等の生活 環境の保全に関する項目は排水量に応じて規制されます。また、水質汚濁防止法は規制対象が特定事業 場に限定されますが、生活環境条例は全ての事業所を対象とします。

■ 特定施設・特定事業場(水質汚濁防止法)

人の健康や生活環境に係る被害を生ずる物質を汚水や廃液として排出する施設を「特定施設」として定め、これを設置する工場・ 事業場が「特定事業場」となり、有害物質やCOD等の排水基準等が適用される。【水質汚濁防止法施行令別表第一】

■ 排水指定物質(生活環境条例)

カドミウム、シアンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。【生活環境条例施行規則第5条の2】 > 「公共用水域に排出される排水の規制基準」【生活環境条例施行規則別表第11,12】

(2) 富栄養化対策の総量規制

生活や事業活動に由来する排出水には窒素・りんが含まれています。東京湾は閉鎖性水域であるため、 栄養塩である窒素・りんを含む水が流入することで富栄養化¹が進み、植物プランクトンの増殖が活発化 して赤潮が発生し、魚等の生物に被害が生じることがあります。この対策として、濃度規制に加えて、 COD・窒素・りんに対する総量規制が導入されています。排水量が1日当たり50 m³以上の特定事業 場を対象とし、1日当たり排出が可能な汚濁負荷量²が規制基準となります。

湖沼、海域、河川中に含まれる窒素やりんなどの栄養塩が自然状態に対して過度に豊富な状態のこと。

" 「汚濁負荷量」

河川等を汚濁する物質の総量をいい、汚濁負荷量=物質の濃度×排水量によって算出する。総量規制における汚濁負荷量とは、COD・窒素・りんそれぞれの濃度に特定排出水量(事業場から排出される排出水のうち、冷却水等の汚濁負荷が増加しないものを除いた水の量)を乗じて計算される値のことである。

^(※) 各年度に届出がされた対象工事の数。

^{1 「}富栄養化」

(3) ダイオキシン類の規制

健康に重大な影響を与えるおそれがあるダイオキシン類の公共用水域への排出を抑制するため、排出のおそれがある事業所に対して規制指導を行います。法の規制対象に加え、生活環境条例では、大気への排出のみが規制される施設を設置する事業所等やその排水を受け入れる水再生センターも対象とします。

■ 特定施設・特定事業場(ダイオキシン類対策特別措置法)

ダイオキシン類を発生し、汚水もしくは廃液を排出する施設を「特定施設」として定め、これを設置する工場・事業場が「特定 事業場」となり、排水基準等が適用される。大気への排出のみが規制され、排水が規制されない特定施設もある。【ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第二】

(4) 工事排水の規制

生活環境条例では、建設工事により発生する排水を公共用水域に排出する事業者に対し、届出や排水 基準等による規制指導を行います。

■ 工事排水

建設工事により発生する排水。一日当たり 10m^3 以上の工事排水を公共用水域に排出する場合は届出が必要。【生活環境条例第 102条、第 105条、生活環境条例施行規則第 75条第 1 項】

具体的取組2-2-3

水再生センターへの流入水対策

下水道法及び横浜市下水道条例では、水再生センターにおける下水処理機能の低下による公共用水域の水質汚濁を防止するため、規制等が必要な施設や事業所等を定めています。法・条例に基づく規制指導として、施設を設置する前の届出による事前審査や排出水測定を伴う立入検査などを行い、排水基準の遵守等に関する指導を行います。また、この指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令を行います。

	Z = 1. (1221-1221-1212) / 1-1-2 1-1-1-2							
根拠法令		年度別の設置施設数						
	対	象施設	2013	2014	2015	2016	2017	
下水道法、横浜市下水道条例								
	届出事業場数		3,252	3,224	3,215	3,210	3,221	
	特定事業場 (※1)		2,486	2,454	2,436	2,428	2,422	
		その他 (※2)	766	770	779	782	799	
	加算下水道対象事業場		36	36	37	39	46	

表-2-2-11 対象事業場数の推移(2013~2017年度)

(※2)下水道法及び横浜市下水道条例に基づく届出事業場のうち、特定事業場を除いた事業場

^(※1)下水道法の特定事業場は水質汚濁防止法の特定事業場と一部重複

(1) 排水基準に基づく規制

公共下水道 1は、下水を水再生センターまで送る方式に分流式 2と合流式 3の2種類があり、市内地域によって異なります。分流式地域における雨水は公共用水域への排出水として水質汚濁防止法により規制されますが、これを除く公共下水道への排出水に対しては下水道法により規制されます。事業所からの排出水のうち、水再生センターで処理ができない物質や処理の負荷を大きくする物質を多量に含む排出水などに対し、排水基準に基づく規制指導を行います。

■ 特定施設・特定事業場(下水道法)

下水道法では、水質汚濁防止法の特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を「特定施設」とし、これを設置する工場・事業場が「特定事業場」となり、排水基準等が適用される。【下水道法第十一条の二第二項】

■ 除害施設

公共下水道(分流式の雨水系統を除く)に排水基準を超えるおそれのある下水を排除する事業場が、下水による障害を除去する ために設置する施設【下水道法第十二条、横浜市下水道条例第6条】

(2) 加算下水道使用料

生物化学的酸素要求量 (BOD)・浮遊物質量 (SS)・ノルマルへキサン抽出物質含有量 (動植物油脂含有量) は、水再生センターで処理可能な項目ですが、排水の濃度・水量が大きい場合に下水処理への負荷が大きくなります。したがって、1か月当たりの公共下水道への排水量が500 m³を超え、なおかつBOD、SSの濃度が300 mg/L、ノルマルへキサン抽出物質含有量の濃度が30 mg/Lを超える事業所からの排水に対し、通常の下水道料金に追加して、水量・濃度に応じた加算下水道料金を徴収します。

(3) 異常流入への対応

管渠の閉塞や水再生センターにおける処理機能の低下などに繋がる異常な水質の下水が公共下水道に 流入した場合は、異常流入の発生源者の特定を図り、法・条例に基づく規制指導等を行います。



水再生センターに流入した油



異常流入発生時の汚水管調査

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場(水再生センター)等を有するもの。又は、雨水のみを公共用水域に排除するために地方公共団体が管理する下水道。【下水道法第二条第三号】

² 「分流式」

降雨による雨水と生活や事業活動などによる汚水を別々の管路で排出。雨水はそのまま公共用水域に放流し、汚水のみを水再生センターに送って処理する。特定事業場から排出される雨水の系統は水質汚濁防止法が適用される。

3 「合流式」

雨水と汚水を一つの管路にまとめて水再生センターに送って処理する。

^{1 「}公共下水道」

河川など公共用水域で油浮遊や魚浮上等の水質事故が確認された場合は、事故の収束を図るため迅速に 対応します。また、これらの事故の未然防止に努めます。

事故種別	2013	2014	2015	2016	2017	
着色	47	54	38 65		45	
油浮遊	40	31	42	47	25	
魚浮上	5	11	6	7	5	

表-2-2-12 2013~2017 年度における市内で発生した水質事故の件数

(1) 着色事故への対応

塗料やコンクリートを含んだ洗い水等が流れると少量でも 水面が覆われ着色事故になります。その場合は、関係機関と連 携して現場調査を行い、有害性など危険性の有無の判断や必要 に応じ汚染物の回収を行います。また、原因者の特定や適正な 排水方法等の指導などを行います。



水質事故 (着色事故)

(2) 油浮遊事故への対応

廃油や燃料油が流れると少量でも水面を覆い油膜となり広範囲に広がります。その場合は、関係機関と連携して現場調査を行い、着火など危険性の有無の判断や必要に応じ油の回収作業を行います。また、原因者の特定や適正な排水方法等の指導などを行います。



水質事故(油浮遊事故)

(3) 魚浮上事故への対応

魚の死んだ原因を調査するため、状況に応じて水質検査や魚の検査を行います。有害物質等が検出された場合は、原因調査、周辺の影響調査を行うとともに関係機関と連携し、死亡魚の回収など必要な措置を取ります。

また、コイのみの死亡の場合はコイヘルペスが原因となる場合もあり、この場合には、他の水域への 感染を予防するためコイの移動禁止などの措置を取ります。

(4) 未然防止のための取組

市民や事業者、業界団体に対して、ホームページ掲載やチラシ配布による注意喚起・情報提供などを行い、事故の未然防止に努めます。

具体的取組の概要

- 「地盤環境の監視」により、地下水質や地盤沈下等の状況を把握します。
- <u>「土壌汚染対策</u>」として、有害物質による土壌汚染の調査や対策措置の実施等に関する規制指導を行います。
- ▶「地下水質の保全」の取組として、有害物質の地下浸透防止や汚染された地下水の浄化対策を推進します。
- ▶ 「地盤沈下対策」として、地下水採取や掘削作業に関する規制指導を行います。

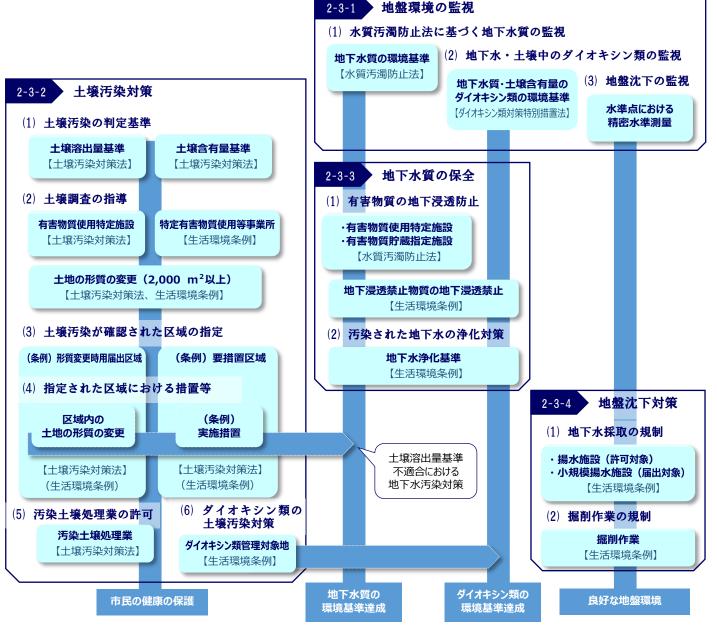


表-2-3-1 地下水質及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準(※)

項目	環境基準	項目	環境基準		
カドミウム	0.003 mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L		
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L		
鉛	0.01 mg/L	トリクロロエチレン	0.01 mg/L		
六価クロム	0.05 mg/L	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L		
砒素	0.01 mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L		
総水銀	0.0005 mg/L	チウラム	0.006 mg/L		
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L		
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L		
ジクロロメタン	0.02 ベンゼン	ベンゼン	0.01 mg/L		
四塩化炭素	0.002 mg/L	セレン	0.01 mg/L		
クロロエチレン	0.002 mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L	ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L	ほう素及びその化合物	1 mg/L		
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L		
ダイオキシン類(水質(水質の底質を除く))	1 pg-TEQ/L	ダイオキシン類(土壌)	1000 pg-TEQ/g		

^(※) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

具体的取組2-3-1 地盤環境の監視

地下水質の環境基準の達成状況等の現状把握や地盤環境の保全の施策による効果を確認するため、水質 汚濁防止法やダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査を行います。また、地盤沈下の継続的な監視と して、環境省の「地盤沈下監視ガイドライン」に基づく精密水準測量を行います。

(1) 水質汚濁防止法に基づく地下水質の監視

水質汚濁防止法により神奈川県が定める「地下水質測定計画」に基づき、地下水質の調査を行い、環境基準の達成状況や汚染状況を把握します。

ア 概況調査 (定点調査、メッシュ調査)

県内の全体的な地下水質の状況を把握するため、定点調査とメッシュ調査を行います。

定点調査として、市内6地点で長期的な観点から地下水質の経年変化を調査します。

メッシュ調査として、市域全体を 2 km 四方に区画し、各区画内に存在する井戸 98 地点を調査します。毎年約 25 地点ずつの 4 年サイクルで調査します。

イ 継続監視調査・汚染井戸周辺地区調査

継続監視調査として、過去の概況調査で汚染が確認された地点を継続的に監視します。

また、概況調査で新たに汚染が確認された場合は、汚染井戸周辺地区調査としてその汚染範囲を確認するための調査を行います。

表-2-3-2 地下水質の環境基準達成状況 (2013~2017 年度)

項目	環境基準達成状況等						
坝 日	2013	2014	2015	2016	2017		
概況調査(定点)	5 / 6	6 / 6	4 / 6	6 / 6	6 / 6		
概況調査(メッシュ)(※)	86 / 89	22 / 24	18 / 25	22 / 25	23 / 24		
継続監視調査	19 / 30	13 / 28	10 / 28	19 / 38	13 / 30		
	10 / 16	4 / 5	22 / 29	10 / 11	7 / 8		

^{(※) 2013} 年度までは 1km 四方の区画ごとに調査

(2) 地下水・土壌中のダイオキシン類の監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、地下水及び土壌中のダイオキシン類の監視を目的として、 各調査地点で年1回の調査を行い、環境基準の達成状況を確認します。

地下水の調査は、地下水質測定計画の概況調査地点から6地点を選定します。土壌の調査は、市域を 10地区に区分し、各地区内から1地点を選定します。

表-2-3-3 ダイオキシン類の環境基準達成状況(2013~2017年度)

項目	環境基準達成状況等 (※)						
	2013	2014	2015	2016	2017		
地下水	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6	6 / 6		
土壌	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10	10 / 10		

(※)分母が全地点数、分子が環境基準達成の地点数

(3) 地盤沈下の監視

地盤沈下の監視として、環境省の「地盤沈下監視ガイドライン」に基づき、各水準点における精密水準 測量 ¹を年に1回実施し、沈下量を把握します。地盤沈下は、沈静化の傾向にありますが、「軟弱地盤」 と呼ばれる粘性土層が厚く堆積している地域の継続的な監視を行います。

表-2-3-4 沈下点数と年間最大沈下量の推移(2013~2017年度)

項目	2013	2014	2015	2016	2017
沈下点数/調査水準点数	229/331	283/332	65/164	86/166	70/128
年間最大沈下量(mm)	-14.0	-8.5	-12.1	-4.6	-3.5

高精度の水準測量のこと。水準測量は、水準点を用いて土地の高さ(標高)を測量し変動量を求めることで、地盤沈下の状況を監視する。 土地の高さは、東京湾の平均海面を基準(標高 0 m)としている。

[「]精密水準測量」

土壌汚染は、有害物質を含む土壌を口や肌などから直接摂取することや、土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲んで摂取することで人の健康に悪影響を与えるおそれがあります。また、地下水の流下により、汚染が拡散することがあります。これらの対策として、土壌汚染対策法及び生活環境条例に基づく規制指導では、土壌汚染の可能性のある土地の土壌調査、土壌汚染が認められた場合の適正な土地の管理等を指導します。

表-2-3-5 土壌汚染に係る調査報告書の受付件数(2013~2017年度)

	根拠法令				年度別件数		
		報告書・区域指定・届出等	2013	2014	2015	2016	2017
	土均	· 衰汚染対策法					
		土壌汚染状況調査結果報告書(廃止時)	13	7	8	11	16
		土壌汚染状況調査結果報告書(形質の変更時)	5	12	11	13	16
		指定の申請書	6	7	15	13	9
土	生剂	舌環境条例					
土壌調査		特定有害物質					
査		条例土壌汚染状況調査結果報告書(廃止時)	11	13	11	14	19
		条例土壌汚染状況調査結果報告書(形質の変更時)	19	20	18	19	26
		ダイオキシン類					
		条例土壌汚染状況調査結果報告書(廃止時)	2	1	0	3	1
		条例土壌汚染状況調査結果報告書(形質の変更時)	2	3	2	4	9
	土壤汚染対策法						
_		要措置区域 (※)	2	2	2	3	3
区域の指定		形質変更時要届出区域 (※)	49	57	59	75	94
指定	生活環境条例						
		条例要措置区域 (※)	1	0	0	0	0
		条例形質変更時要届出区域 (※)	4	6	9	8	13
	土均	赛 汚染対策法					
区		要措置区域における措置の指示	1	1	0	0	1
攻内の		形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	36	28	24	27	48
区域内の措置等	生剂	舌環境条例					
等		条例要措置区域における措置の指示	0	0	0	0	0
		条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	5	5	4	2	1
許可	土均	衰汚染対策法					
可		汚染土壌処理業 (※)	2	2	3	4	4

^(※) 年度末時点での指定又は許可の件数

(1) 土壌汚染の判定基準

土壌汚染の判定基準は、有害物質を含む土壌を口や肌などから直接摂取するリスクに対応するものとして土壌含有量基準、有害物質が溶け出した地下水を飲んで摂取するリスクに対応するものとして土壌溶出量基準が定められています。

■ 特定有害物質

鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもの【土壌汚染対策法施行令第一条】

■ 土壌含有量基準

土壌1kg に含まれる特定有害物質の量に関する基準(単位:mg/kg)【土壌汚染対策法施行規則別表第四】

■ 土壌溶出量基準

土壌に水を加えて振とうしたときに溶出する特定有害物質の量に関する基準(単位:mg/L)【土壌汚染対策法施行規則別表第三】

(2) 土壌調査の指導

土壌汚染は、有害物質の製造・使用・処理等が不適切に行われることで生じます。したがって、有害物質の使用等が行われていた事業所を廃止するときや、そのような事業所が過去に存在していた土地で形質の変更を行おうとするときは、その土地の所有者に土壌調査を実施するよう指導します。

また、大規模な土地の形質の変更を行おうとするときに届出を義務付け、届出後にその土地における有害物質の使用等の履歴を確認した場合にも同様に指導します。

■ 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法の特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するもの。この施設を廃止したときは、土地の所有者が土壌調査を実施しなければならない。【土壌汚染対策法第三条第一項】

■ 特定有害物質使用等事業所

特定有害物質(これを含有する固体・液体も含む)の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵を行う事業所(過去に行っていた事業所も含む)。この事業所を廃止したときは、土地の所有者が土壌調査を実施しなければならない。【生活環境条例第 63 条第 3 号】

■ 土地の形質の変更

土地の掘削その他の土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削及び盛土を問わない。法では3,000m²を超えるとき、生活環境条例では2,000m²を超えるとき又は特定有害物質の使用等の履歴があるときに届出が必要。【土壌汚染対策法第四条第一項、生活環境条例第第65条第1項】

(3) 土壌汚染が確認された区域の指定

土壌調査で土壌汚染の判定基準を超過した区域は、健康被害が生ずるおそれがあるか否かに応じて要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定し、その情報を窓口の台帳やホームページで公表します。指定された区域については、適切な土地の管理が義務付けられます。

また、法又は生活環境条例に基づく土壌調査ではなく、自主的な調査で土壌汚染が確認された場合でも、土地の所有者が区域の指定を申請することができます。これにより、適正な土地の管理や円滑な対策措置の実施などが図られます。

■ 要措置区域・条例要措置区域

土壌汚染による人への健康被害が生ずるおそれがあり、汚染の除去や拡散防止などの措置を講ずることが必要な区域。土壌溶出量基準の超過では、汚染拡散のおそれがある範囲内で地下水が飲まれている場合に指定される。【土壌汚染対策法第六条、生活環境条例第66条】

■ 形質変更時要届出区域・条例形質変更時要届出区域

土壌汚染があり、土地の掘削又は盛土を行う際に届出をしなければならない区域。【土壌汚染対策法第十一条、生活環境条例第67条】

■ 指定の申請

自主的に土壌調査を行い土壌汚染が発見された場合に、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定するよう申請することができる。その土地を法に基づき適切に管理することができるようになる。【土壌汚染対策法第十四条】

(4) 指定された区域における措置等

要措置区域では、土壌汚染やこれに伴う地下水汚染により有害物質が人体に摂取されるおそれがあるため、土地の所有者に対し、汚染の除去・封じ込めや拡散防止等の対策措置を行うよう指導します。

形質変更時要届出区域は、有害物質が人体に摂取されるおそれがなく、汚染の除去等の対策措置は必要ありませんが、土木工事による汚染土壌の搬出や地下水流向の変化などにより汚染が拡散するおそれがあります。したがって、区域内で土地の形質の変更を行う場合に届出を義務付け、適正な土地利用を指導します。

また、汚染土壌の運搬・処理では、不法投棄等を防止するため、運搬基準の遵守や許可業者への搬出、 管理票の回付などを指導します。

■実施措置・条例実施措置

(条例) 要措置区域の指定の後、その土地の所有者(又は汚染原因者)に対して、横浜市長が指示する措置及びこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置のうち、指示を受けた者が講じようとする措置を「(条例)実施措置」という。 【土壌汚染対策法第一項第一号、生活環境条例第 66 条の 2 第 1 項第 1 号】

■形質変更時要届出区域(条例形質変更時要届出区域)内における土地の形質の変更

(条例) 形質変更時要届出区域の指定の後、同区域内で土地の形質の変更を行う場合は届出が必要。【土壌汚染対策法第十二条、 生活環境条例第67条の2】

(5) 汚染土壌処理業の許可

指定された区域から搬出される汚染土壌は、法に基づく許可を得た汚染土壌処理業者による処理が義務付けられます。汚染土壌処理業の許可は、汚染土壌処理施設が設置される自治体が行う必要があるため、市内での許可にあたっての審査を行うともに、許可業者への立入検査等を行い、許可基準の遵守等の指導を行います。

■ 汚染土壌処理業

汚染土壌の処理を業として行おうとする者は、汚染土壌処理施設(汚染土壌の処理の事業の用に供する施設)に関する基準等を遵守できるよう、汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。【土壌汚染対策法第二十二条】

> 「汚染土壌処理業許可申請前対策指針」

汚染土壌処理業の許可に際し、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の 実施を促すことを目的とした指針。【生活環境条例第 69 条の 7 】

(6) ダイオキシン類の土壌汚染対策

生活環境条例では、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置する事業所の敷地における土壌 汚染対策を求めています。そのような事業所を廃止するときや敷地内で土地の形質の変更を行おうとす るときは、ダイオキシン類に関する土壌調査や公害を防止する措置の実施などを指導します。

■ ダイオキシン類管理対象事業所

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置する事業所【生活環境条例第70条第1項】

■ ダイオキシン類管理対象地

ダイオキシン類管理対象事業所の敷地(ダイオキシン類管理対象事業所が廃止された後も対象)【生活環境条例第70条第2項】

水質汚濁防止法及び生活環境条例では、地下水汚染を未然に防止するために規制が必要な施設や事業所を定めています。このような施設等に対し、法・条例に基づく規制指導として、設置する前の届出等による事前審査や立入検査などを行い、法・条例で定められた基準の遵守等に関する指導を行います。また、地下水汚染が認められた場合は、汚染原因者に地下水を浄化するための措置を実施するよう指導します。これらの指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

	種類	2013	2014	2015	2016	2017
地门	「浸透防止の届出がされた事業所数(各年度末時点)					
	有害物質使用特定施設	408	442	443	457	445
	有害物質貯蔵指定施設	11	11	10	12	10
地门	・ ▽水汚染が認められた件数					
	地下水汚染原因調査報告書	0	0	0	0	1
	土壌汚染による地下水への影響調査報告書(汚染あり)	6	1	2	0	14

表-2-3-6 地下浸透防止・地下水汚染に関する件数の推移(2013~2017年度)

(1) 有害物質の地下浸透防止

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質の使用・貯蔵が行われる施設を設置する 事業所に対し、浸透防止の施設構造や定期点検の実施、記録の保管等に関する指導を行います。法で定 める施設への規制に加え、生活環境条例で地下浸透禁止物質を定め、これを取り扱う全ての事業所に対 し、地下浸透の禁止や流出防止の施設構造に関する指導を行います。

■ 有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法の特定施設のうち、有害物質の製造、使用、処理を行う施設。雨水を含め排水の全量を下水道等へ排出する事業所も含む。【水質汚濁防止法第二条第八項】

■ 有害物質貯蔵指定施設

有害物質を含む水を貯蔵する施設【水質汚濁防止法第五条第三項】

■ 地下浸透禁止物質

地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質【生活環境条例施行規則第5条の3】

>「地下水浄化基準」【生活環境条例施行規則別表第15】

(2) 汚染された地下水の浄化対策

地下水汚染が認められた場合は、水質汚濁防止法又は生活環境条例に基づき、汚染原因者に地下水の水質を浄化するための措置を実施するよう指導します。なお、要措置区域等の土壌汚染に伴う地下水汚染は、土壌汚染対策の一環として指導します。

地下水の過剰な汲み上げなどによる地盤沈下を防止するために、工業用水法 ¹及び生活環境条例に基づく 規制指導として、事業者の地下水採取を許可又は届出の対象とし、揚水量等の指導を行います。また、一 定規模以上の掘削工事を届出の対象とし、周辺地盤や地下水位に与える影響を少なくするよう指導します。

	施設·届出	2013	2014	2015	2016	2017	
地下水採取	工業用水法の許可対象施設	1	1	1	1	1	
	揚水施設(許可対象)	170	166	164	170	166	
	小規模揚水施設(届出対象)	280	190	204	211	219	
掘削作業	開削工事の開始届出	10	12	22	22	13	
	トンネル工事の開始届出	2	2	4	8	3	

表-2-3-7 地下水揚水施設を設置している対象事業所の推移(2013~2017年度)(※)

(1) 地下水採取の規制

過剰な地下水採取を抑制するため、生活環境条例では、揚水施設の規模に応じて、その設置の許可又は届出による指導を行います。また、工業用水法では、鶴見区・神奈川区の臨海部の一部における工業用の地下水の採取を規制します。これら揚水施設の使用者に対し、揚水量や地下水位の測定・記録などを義務付け、運転状況を定期的に確認します。また、地下水採取による地盤沈下発生の更なるリスク低減を目指して検討を進めます。

■ 揚水施設(許可対象)、小規模揚水施設(届出対象)

一の事業所に設置される揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 cm² より大きい揚水施設は設置前の許可、6 cm² 以下の揚水施設は「小規模揚水施設」として設置前の届出が必要。 【生活環境条例施行規則第 61 条第 1 項、第 80 条 】

> 「地下水の採取量及び水位の測定方法」 【生活環境条例施行規則別表第16】

(2) 掘削作業の規制

掘削作業に伴う地下水排水により地盤沈下が生じるおそれがあるため、一定規模以上の掘削作業を届出の対象とし、止水性が高く、かつ、周辺地盤や地下水位に与える影響を極力少なくする工法を選定することなどを指導します。

■ 掘削作業

次の規模の掘削作業を届出の対象としている。【生活環境条例施行規則第77条】

◆ 開削工事

掘削の深さが地表下4m以上で、かつ、掘削面積が500m2以上の掘削作業

◆ トンネル工事

トンネルの仕上がりの内径が 1,350mm 以上で、かつ、延長が 100m 以上の掘削作業

^(※) 各年度末の時点で届出された施設を設置する事業所の件数

^{1 「}工業用水法」

地下水の揚水を規制することや工業用水道を整備することで、地下水の水源保全を図り、地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。横浜市においては、鶴見区及び神奈川区のうち京浜急行電鉄以南の地域が規制対象で、吐出口の断面積が46cm²以下、ストレーナーの位置が90m以深等の許可基準がある。

2-4 音環境の保全

2025 年度までの 環境目標

騒音や振動の環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。

達成の目安となる 環境の状況

- ・環境基準 (表-2-4-1) の達成率の向上及び継続的な達成
- ・市民の生活環境に関する満足度の向上

具体的取組の概要

「騒音・振動の監視」により、環境基準の適否や施策の効果などを把握します。

「事業所・建設工事等における騒音・振動対策」と「交通に関する騒音・振動対策」を推進します。

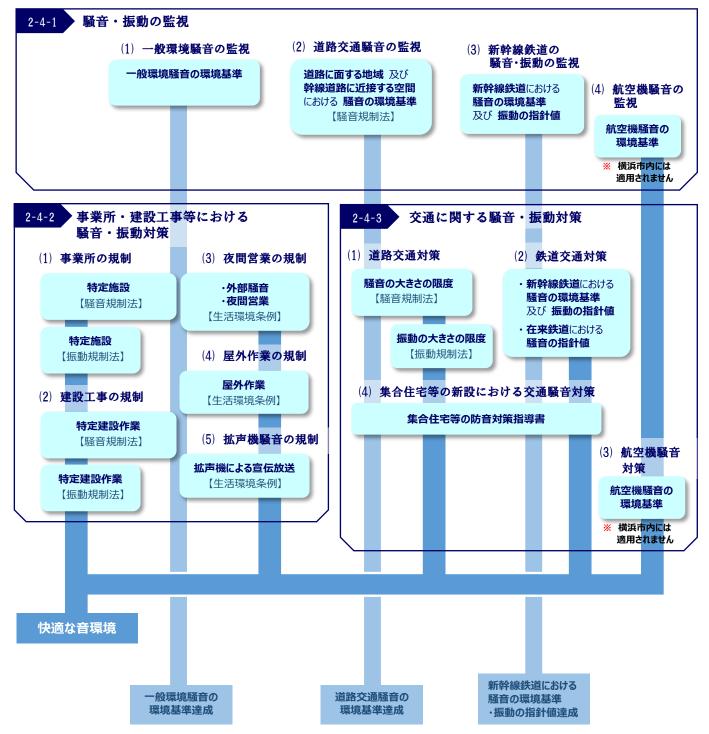


表-2-4-1 騒音に係る環境基準等

11.14 O #E EU	①幹線道	1路(※2)		面する地域		投環境 以外)	新幹線鉄道 (※4)		
地域の類型 _(※1)	騒 音		騒	音	騒	音	騒音	振動	
	昼間(※5)	夜間(※5)	昼間	夜間	昼間	夜間	融日	振動	
A地域 (専ら住居の用に供される地域)			60 dB	55 dB					
八地域 (寺り住店の州に供される地域)			以下	以下	55 dB	45 dB	70 dB		
B地域 (主として住居の用に供される地域)	70 dB	65 dB			以下	以下	以下	70 dB	
口心域 (主として住店の用に供される地域)	以下	以下	65 dB	60 dB				以下	
C地域(相当数の住居と併せて商業、工業			以下	以下	60 dB	50 dB	75 dB		
等の用に供される地域)					以下	以下	以下		

- (※1)地域の類型は、横浜市長が次のとおり指定。
 - AA)該当なし A)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- B)第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域 C)近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
- (※2) 幹線交通を担う道路に近接する空間。
- (※3) A地域及びB地域は、2車線以上の車線を有する道路に面する地域。C地域は、車線を有する道路に面する地域。
- (※4)騒音は環境基準、振動は環境省の指針による値。
- (※5) 昼間は午前6時~午後10時、夜間は午後10時~翌午前6時。②、③についても同様。

具体的取組2-4-1 騒音・振動の監視

騒音・振動の監視は、環境基準の達成状況等の現状把握や騒音・振動対策の効果を確認するため、一般 環境騒音、道路交通騒音、新幹線鉄道の騒音・振動等に関する測定を継続的に行います。

(1) 一般環境騒音の監視

一般環境騒音の状況を把握するため、市域を 1.5km×2km 四方に区切った 152 地点を複数年かけて監視します。年度ごとに測定地点を選定し、各地点で 24 時間の騒音測定を行います。

表-2-4-2 一般環境騒音の環境基準達成状況(2013~2015年度)(※1)

	環境基準達成状況 (※2)							
	2013	2014	2015					
昼間(午前6時~午後10時)	50 / 51	46 / 51	46 / 50					
夜間(午後 10 時~翌午前 6 時)	40 / 51	38 / 51	41 / 50					

- (※1) 152 地点を 2013~2015 年にかけて測定
- (※2)分母が測定地点数、分子が環境基準等達成の地点数(全地点で達成していないものは))

(2) 道路交通騒音の監視

道路交通騒音の状況を把握するため、160 地点を 5 か年計画で監視します。毎年 30 地点程度を選定し、各地点で 3 日連続の騒音測定を行います。併せて、市内の約 140 路線延べ約 570km にわたり、幹線道路に面する地域の住居等が受ける騒音レベルについて面的評価を行います。

表-2-4-3	道路交通騒音の環境基準達成状況	(2013~2017	年度)(*1)
---------	-----------------	------------	---------

	環境基準達成状況									
	2013	2014	2015	2016	2017					
騒音測定(※2)	13 / 30	12 / 34	18 / 32	17 / 32	21 / 32					
面的評価(※3)	85.2% / 146.1 km	87.8% / 116.4 Km	90.8% / 111.1 km	93.3% / 95.3 km	90.0% / 105.0 km					

- (※1) 160 地点を 2013~2017 年度にかけて測定
- (※2)分母が測定地点数、分子が昼間・夜間ともに環境基準達成の地点数(全地点で達成していないものは)
- (※3) 分母が道路評価長、分子が評価対象地域において昼間・夜間ともに環境基準を達成している割合

(3) 新幹線鉄道の騒音・振動の監視

新幹線鉄道の騒音・振動の状況を把握するため、東海道新幹線沿線の8測線・24 地点(1測線当たり原則として手前側軌道中心から、12.5m、25m、50mの3地点)を年度ごとに監視します。各地点で原則20本(上下線各10本以上)の列車通過に合わせて騒音・振動の測定を行います。

表-2-4-4 新幹線鉄道の騒音・振動の環境基準等達成状況(2013~2017年度)

		環境基準達成状況等 (※1)									
	2013	2014	2015	2016	2017						
騒音測定	14/24	14/24	16/24	16/24	15/24						
振動測定 (※2)	24/24	23/24	24/24	24/24	24/24						

- (※1)分母が測定地点数、分子が環境基準等達成の地点数(全地点で達成していないものは □)
- (※2)振動は、環境省の指針値による評価

(4) 航空機騒音の監視

神奈川県の指定による航空機騒音に係る環境基準が適用される区域に横浜市は含まれませんが、厚木 海軍飛行場を離発着する航空機による騒音の監視を行います。航空機が多く飛来すると考えられる区(緑 区、瀬谷区、泉区)の3地点で航空機騒音の常時測定を行います。

表-2-4-5 航空機騒音の環境基準との比較(2012~2016年度)

測定地点	所在地	環境基準との比較状況 (※)								
測定地点	別任地	2012	2013	2014	2015	2016				
長津田小学校	緑区長津田町	適合								
相沢小学校	瀬谷区相沢二丁目		適合	適合	適合	適合				
東中田小学校	泉区中田東四丁目									

(※)横浜市域には航空機騒音に係る環境基準が適用されていないため、飛行場周辺の住居系地域に 適用される基準(2012年度までは WECPNL70以下、2013年度以降は L_{den}57以下)で評価

具体的取組2-4-2

騒音規制法、振動規制法及び生活環境条例では、騒音・振動の発生を防止し、住環境を保全するために 規制が必要な施設や工事等を定め、用途地域と時間に応じた規制基準や事業者に配慮を求める指針等を定 めています。

法・条例に基づく規制指導として、施設設置・工事等の開始前の届出による事前審査や騒音・振動測定 を伴う立入検査などを行い、規制基準の遵守や指針で定める配慮事項の実施等に関する指導を行います。 また、この指導において法令違反が改善されない場合には、法・条例に基づく命令や勧告等を行います。

対象	分野	2013	2014	2015	2016	2017
特定工場 (※1)	騒音	3,421	3,452	3,467	3,483	3494
	振動	1,873	1,902	1,917	1,935	1943
特定建設作業 (※2)	騒音	1,730	1,535	1,636	1,728	1701
	振動	750	747	810	910	899
夜間営業 (※1)	騒音	50	54	53	55	55
屋外作業 (※1)	騒音	178	179	179	180	182

表-2-4-6 事業所数・届出件数の推移(2013~2017年度)

(1) 事業所の規制

プレス機や破砕機など、著しい騒音・振動を発生する施設を設置する事業所を対象として、用途地域 と時間に応じた規制基準に基づく規制指導を行います。騒音規制法・振動規制法は規制対象が特定工場 に限定されますが、生活環境条例は全ての事業所を対象とします。

■ 特定施設・特定工場(騒音規制法)

著しい騒音を発生する施設を「特定施設」として定め、これを設置する工場・事業場が「特定工場」となり、用途地域と時間に 応じた規制基準等が適用される。【騒音規制法施行令別表第一】

■ 特定施設・特定工場(振動規制法)

著しい振動を発生する施設を「特定施設」として、騒音規制法と同様の体系で規制される。特定施設の種類は騒音規制法と一部 異なる。【振動規制法施行令別表第一】

- > 「騒音の規制基準」 【生活環境条例施行規則別表第13】
- > 「振動の規制基準」 【生活環境条例施行規則別表第14】

(2) 建設工事の規制

さく岩機やくい打ち機など、著しい騒音・振動を発生する建設作業を対象として、用途地域と時間・ 曜日・期間等に応じた規制基準に基づく規制指導を行います。

■ 特定建設作業(騒音規制法)

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業。【騒音規制法施行令別表第二】

■ 特定建設作業(振動規制法)

建設工事として行われる作業のうち、著しい振動を発生する作業。特定建設作業の種類は騒音規制法と一部異なる。【振動規制 法施行令別表第二】

^(※1) 各年度末の時点で設置されている事業所の数。 (※2) 各年度に届出がされた対象工事の数。

(3) 夜間営業の規制

夜間に営業する飲食店、小売業等の店舗や客用駐車施設を対象として、カラオケ機器等の原則使用禁止や人声・自動車の発着音等の防止などの規制指導を行います。

■ 外部騒音

店舗等の営業が誘因となって発生する店舗等の外部における人声、自動車の発着音、自動車の扉の開閉音等。【生活環境条例第54、57、60条】

■ 夜間営業

午後11時から翌日の午前6時までの間の営業。夜間営業による外部騒音等の規制対象は次のとおり。

◆ 飲食店営業

食品衛生法施行令第35条第1号に掲げる飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる飲食店営業。住居専用地域における深夜(午前0時から午前6時まで)の営業、住居専用地域、住居系地域、近隣商業地域での夜間営業におけるカラオケ機器等の音響機器の使用を原則禁止とするほか、外部騒音が規制される。【生活環境条例第52~54条】

◆ 店舗等

次の①~⑥の業種で面積 500m² を超える店舗等。外部騒音が規制対象。開業前の届出が必要。【生活環境条例第 55 条】

- ① 小売業 (大規模小売店舗立地法の対象 (1,000m²超) を除く。) ② 音楽・映像記録物賃貸業 ③ 一般公衆浴場業
- ④ その他の公衆浴場業 ⑤ ボウリング場 ⑥ ゲームセンター

◆ 客用駐車施設等

次の①~⑥の業種のための駐車場のうち、音が外部に漏れない構造の部分を除く面積が 1,000m²以上のもの。外部騒音が 規制対象。【生活環境条例第 60 条】

- ① 卸売業、小売業 ② 音楽・映像記録物賃貸業 ③ 一般公衆浴場業 ④ その他の公衆浴場業 ⑤ ボウリング場 ⑥ ゲームセンター
- > 「夜間における営業に係る騒音の防止に関する指針」 【生活環境条例第 51 条の 2 】

(4) 屋外作業の規制

屋外における資材の積降しや運搬用機器の使用などの騒音・振動を伴う作業を対象として、作業方法の変更、防音設備の設置、作業時間の配慮などの規制指導を行います。

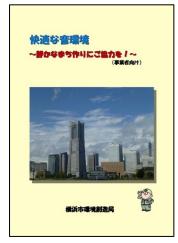
■ 屋外作業

屋外で資材の積降し、運搬用機器の使用、車両の運行等、騒音及び振動を伴う作業。工業専用地域を除く面積 1,000m² 以上の土石又は資材の保管場所において、1年以上継続して行われる屋外作業は事前の届出が必要。【生活環境条例第 108 条】

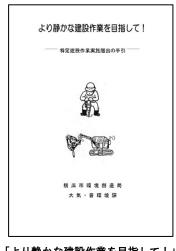
> 「屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準」 【生活環境条例第 109 条】

(5) 拡声機騒音の規制

拡声機を使用した宣伝放送を対象として、使用する場所や時間、音量等の規制基準に基づく規制指導を行います。



「快適な音環境」 (事業所騒音・振動啓発パンフレット)



「より静かな建設作業を目指して!」 (工事騒音・振動啓発パンフレット)



「飲食店のみなさまへ」 (カラオケ騒音啓発パンフレット)

具体的取組2-4-3

騒音規制法及び振動規制法では、自動車走行に伴い発生する騒音・振動の限度値を定めています。また、 鉄道走行に伴い発生する騒音・振動については、環境基準値や指針値が定められています。

法に基づく規制指導として、自動車及び鉄道の走行に関する騒音・振動測定を行い、限度値等を超過した場合は、道路管理者又は鉄道事業者に改善を求めます。また、幹線道路や鉄道に近接した集合住宅の新設に際して、交通騒音の影響に配慮するよう建築主に指導します。

(1) 道路交通対策

自動車走行時に路面から発生する騒音・振動には、それぞれ限度値が定められています。測定値がこれらを超過した場合は、道路管理者に対して低騒音舗装の施工や遮音壁の設置等、地域特性に応じた改善策を求めます。また、環境対策の推進を目的として「横浜市道路交通環境対策連絡会議」を開催し、横浜市や道路管理者等との間で技術対策等の情報交換を行います。

(2) 鉄道交通対策

新幹線鉄道の騒音・振動には環境基準や指針値が、また、在来鉄道 ¹の騒音には指針値が定められています。測定値がこれらを超過した場合は、鉄道事業者に対して遮音壁の設置等、地域特性に応じた改善策を求めます。また、環境対策の推進を目的として「横浜市鉄道環境対策連絡会議」を開催し、横浜市や鉄道事業者等との間で技術対策等の情報交換を行います。

(3) 航空機騒音対策

厚木海軍飛行場を離発着する航空機による騒音対策として、周辺自治体と連携し、国に対して航空機 騒音対策の促進を働きかけます。

(4) 集合住宅等の新設における交通騒音対策

「集合住宅等の防音対策指導書」に基づき、幹線道路や鉄道に近接して集合住宅を新設する際には、 建築確認の申請と関連し、交通騒音の影響に配慮した宅地開発や建物構造にするよう建築主に指導しま す。



道路振動の測定



鉄道騒音・振動の測定

^{1 「}在来鉄道」

2-5 分野横断の取組

2025 年度までの 環境目標

- ・大気・水などの環境が良好に保全されるとともに、化学物質などの環境 リスクが低減しています。
- ・音やにおいなどの環境が改善され、市民生活の快適性が向上しています。
- ・市内のあらゆる主体が積極的に生活環境に関する取組を実施しています。

達成の目安となる 環境の状況

- ・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成
- ・光化学スモッグ注意報の発令回数を〇にする
- ・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする
- ・市民の生活環境に関する満足度の向上
- ・生活環境の保全につながる環境行動の推進

具体的取組の概要

生活環境条例による規制基準や制度を中心に「事業所等に対する包括的な施策」を推進します。

PRTR 制度による化学物質の排出量等の把握・公表など「<u>化学物質対策</u>」を推進します。

「自動車交通環境対策」では、大気汚染等の分野ごとの施策と横浜都市交通計画等による対策を進めます。

表-2-5-1 具体的取組2-5-1~3と関連する各分野の取組



		1	!			1	!	
2-5-1 事業所等に対する包括的な施策								
(1) 事業所等に対する規制基準・指導基準								1
(2) 指針による取組の推進								I
(3) 指定事業所・環境管理事業所								I
(4) 環境保全協定								
(5) 非常時の措置								
(6) 公害防止管理者制度								I
(7) 他の制度と連動した取組								
2-5-2 化学物質対策								
(1) PRTR 制度による化学物質の排出量等の把握・公表								
(2) 環境リスクの低減に向けた啓発								
(3) ダイオキシン類対策								
(4) ゴルフ場の農薬対策								
(5) 民間検査機関による災害時における有害化学物質調査								
2-5-3 自動車交通環境対策								
(1) 分野ごとの取組・施策(再掲)								
(2) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減								
(3) 駐車場等におけるアイドリングストップ								
(4) 環境と調和した交通施策の推進								

生活環境条例では、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的として、 大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境法令による規制とは別に、事業所等を対象とした包括的な環 境保全施策を導入しています。この施策では、事業所等に対する独自の規制基準や事前許可制度等を設け るとともに、協定締結により事業者による環境保全のための自主的な取組の推進を図ります。

事業所等	2013	2014	2015	2016	2017					
指定事業所	4,830	4,853	4,842	4,835	4,813					
環境管理事業所	36	30	29	26	28					
環境保全協定の締結事業所	28	28	28	29	29					

表-2-5-2 指定事業所等の数の推移(2013~2017年度)

(※) 各年度末の時点で設置されている事業所の数。

(1) 事業所等に対する規制基準・指導基準

生活環境条例では、大気汚染・悪臭、水質汚濁、騒音・振動などの防止を目的として、事業所や施設に対する独自の規制基準・指導基準を設けています。これらの基準は施設等の種類や規模等に要件があるものもあります。

分野		規制基準の項目	規制対象	施行規則別表等	具体的取組
		硫黄酸化物の許容限度	排煙発生施設	施行規則別表第2	
大気汚染・悪臭		窒素酸化物 の許容限度	ボイラー、ガスタービン、ディ ーゼルエンジン、ガスエンジン	施行規則別表第3	
	排煙	炭化水素系物質 の許容限度、設備基準等	指定施設	施行規則別表第4	
	に関す	ばいじんの許容限度	指定施設	施行規則別表第5	0 1 0 (5)
	関する規制基準	廃棄物焼却炉等の設備基準	廃棄物焼却炉等	他们规则别衣弟 5	2 - 1 - 2 (5)
	基準	排煙指定物質の許容限度、排出の方法等	事業所	施行規則別表第6	
心大		ダイオキシン類の許容限度	廃棄物焼却炉等	施行規則別表第7	
		粒子状物質(ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素)の許容限度	ばい煙発生施設	施行規則別表第8	
	粉じん	に関する規制基準	事業所	施行規則別表第9	2 - 1 - 2 (6)
	悪臭に	関する規制基準	₽ ₩5€	施行規則別表第 10	0 1 0 (7)
		悪臭に関する評価方法	事業所	悪臭に関する評価方法	2 - 1 - 2 (7)
水質汚濁・	公共用	B水域へ排出される 排水 の規制基準	事業所	施行規則別表第 11 施行規則別表第 12	2 - 2 - 2 (1)
地下浸透	地下浸	浸透 の防止に係る施設の構造基準	地下浸透禁止物質の製造・使用 等の作業に係る施設	施行規則第36条	2 - 3 - 3 (1)
騒音・振動	騒音の	許容限度	事業所	施行規則別表第 13	2 4 2 (1)
ります・「派判」	振動の	許容限度	事業所	施行規則別表第 14	2 - 4 - 2 (1)

表-2-5-3 生活環境条例による主な規制基準

表-2-5-4 生活環境条例による主な指導基準

分野	指導基準	根拠	具体的取組
大気汚染	小規模焼却炉等の排煙による大気の汚染の防止に関する指導基準	第84条	2 - 1 - 2 (5)
	小規模固定型内燃機関 及び ガスタービン の排煙による大気の汚染の防止に関す る指導基準	第84条	2 - 1 - 2 (5)
	石綿排出作業による大気の汚染の防止に関する指導基準	第 90 条	2 - 1 - 4 (2)
化学物質	焼却施設の解体工事における ダイオキシン類 等汚染防止対策指導基準	第 97 条	2 - 5 - 2 (3)
水質汚濁	工事排水 による公共用水域の汚濁防止に関する指導基準	第 103 条	2 - 2 - 2 (4)
騒音・振動	屋外作業 に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準	第 109 条	2 - 4 - 2 (4)
地盤沈下	掘削作業による地盤の沈下の防止に関する指導基準	第 115 条	2 - 3 - 4 (2)
*6金/儿 *	小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準	第 122 条	2 - 3 - 4 (1)

(2) 指針による取組の推進

生活環境条例では、事業活動による環境への負荷の低減や市民にとって快適な生活環境の保全などを 目的として、事業者等が配慮や実施をすべき事項などを指針として定め、公表しています。

表-2-5-5 生活環境条例による主な指針

分野	指 針	概 要	根 拠	具体的取組
(全般)	環境への負荷の低減に関する指針 (事業所の配慮すべき事項)	事業者が環境への負荷を継続的に低減にするために事業内容・事業所の形態等に応じて実施すべき事項	第 39 条	(全般)
悪臭	環境への負荷の低減に関する指針 (飲食店等がにおいに関して配慮すべき事項)	飲食店等を営む事業者がその営業に伴って発生 するにおいを防止するために配慮すべき事項	第 39 条	2 - 6 - 1
化学物質	化学物質の適正な管理に関する指針	事業者が化学物質を適正に管理するために取り 組むべき事項	第41条	2 - 5 - 2
(全般)	環境の保全に係る組織体制の整備に関する 指針	事業者が環境の保全に係る組織体制を整備する ために事業内容・事業所の形態等に応じて実施す べき事項	第 46 条	(全般)
騒音	夜間における営業に係る騒音の防止に関する 指針	夜間営業を営む事業者がその営業に伴って発生 する騒音を防止するために配慮すべき事項	第51条の2	2-4-2
土壌汚染	土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する 指針	土地の形質の変更を行う者がその実施に伴って 発生する汚染土壌による公害を防止するために 実施すべき事項	第62条の2	2-6-1
土壌汚染	汚染土壌処理業許可申請前対策指針	汚染土壌処理業の許可を受けようとする者が事 前に実施すべき事項	第69条の7	2-3-2 (5)
大気汚染	自動車等の排出ガスの抑制に関する指針	事業者が事業活動に伴って使用する自動車等の 排出ガスを抑制するために取り組むべき事項	第130条	2-5-3
騒音	生活騒音防止に関する配慮すべき指針	市民が日常生活に伴って発生する騒音を防止し、 地域の快適な生活環境を保全するために配慮す べき事項	第 147 条	2-6-1

(3) 指定事業所・環境管理事業所

生活環境条例では、排煙、排水、騒音・振動等を発生させることにより公害を生じさせるおそれがある事業所を「指定事業所」として定め、許可制度を設けることにより、事業所等の設置や変更に対する 規制基準の遵守や指針による取組事項に関する事前審査を行います。

また、「指定事業所」で一定の要件を満たし、「環境管理事業所」として認定された場合、自己管理の能力を備えているものとして事前許可制度による手続の省略などを認めています。

これらの事業所に対し、立入検査も実施し、規制基準に適合しない場合には命令や勧告等を行います。

■ 指定作業・指定施設

生活環境条例では、排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生させることにより公害を生じさせるおそれがある作業を「指定作業」として定めるとともに、この作業を行うために用いる施設として「指定施設」を定めている。【生活環境条例施行規則別表第1】

■ 指定事業所

「指定作業」を行う事業所 (臨時的又は仮設的なものは除外) 【生活環境条例第2条第6号】

■ 環境管理事業所

環境管理(環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成・実施、体制の整備)とその監査を行い、生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進している「指定事業所」で、基準に適合するものとして市長に認定されたもの【生活環境条例第 18 条】

(4) 環境保全協定

事業活動に伴う環境負荷をより低減していくためには、法令等による規制的手法だけでなく、事業者による環境保全のための自主的な取組を促進することが重要となります。「環境保全協定」「は、一定規模以上の事業所を対象にその締結を要請し、締結した事業者と横浜市との連携のもと、生活環境の保全に限らず、地球温暖化対策、生物多様性の保全、地域貢献など事業者の様々な自主的な取組を促進するものです。

(5) 非常時の措置

生活環境条例では、事業所における事故により、大気汚染・悪臭や水質汚濁の原因となる物質の放出・ 発生が起こり、公害が生じた場合(そのおそれがある場合も含む)は、事故を起こした事業者に対し、横 浜市への速やかな報告と応急措置の実施を義務付けています。また、事故発生から応急措置・対策完了 までの概要を報告する必要もあります。

■ 非常時の措置に関する物質

「大気の汚染及び悪臭に係る物質」と「水質の汚濁に係る物質」を定めている。【生活環境条例施行規則別表第17】

事業活動に伴う環境への負荷を低減するために事業者が行うべき取組に係る合意事項を定めた協定。横浜市では、1964 年に全国に先駆けた取組として、前身の「公害防止協定」により事業者による環境への負荷低減の自主的な取組を促進している。【生活環境条例第150条第1項】

[「]環境保全協定」

(6) 公害防止管理者制度

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定の業種で一定の規模要件を超える工場を「特定工場」として定め、公害の防止に関する業務を行う者として「公害防止管理者」を選任することを義務付けています。公害防止管理者は、専門知識を有する有資格者から選任する必要があり、選任したときは届出をしなければなりません。また、事業等の規模に応じて「公害防止統括者」や「公害防止主任管理者」の選任が必要な場合もあります。

■ 特定工場

製造業 (物品の加工業を含む。)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業に属する工場のうち、ばい煙、汚水・廃液、騒音・振動、粉じん、ダイオキシン類の発生等に関する施設を設置する工場【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第2条】 > 「ばい煙発生施設」「汚水等排出施設」「騒音発生施設」「特定粉じん発生施設」「一般粉じん発生施設」「振動発生施設」「ダイオキシン類発生施設」【特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第二条~第五条の三】

(7) 他の制度と連動した取組

新たな開発や土地利用、大規模小売店舗の出店などにより、周辺地域の生活環境に影響が生じるおそれがあるため、これらに関連する制度と連動し、生活環境の保全に関する事前調整を行います。

具体的取組2-5-2

化学物質対策

化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度では、事業者による化学物質の自主的な適正管理を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、一定規模以上の化学物質を取り扱う事業者に対し、年間の排出量等を把握し、届け出ることを義務付けています。また、国・横浜市では、届出事項の集計・公表を行い、化学物質による環境リスクの低減や、化学物質の適正な使用・管理を促進するための普及啓発を行います。この一環として、事業者との協定に基づき、ゴルフ場の農薬対策や災害時における有害化学物質の漏えい対策などを行います。

		2013	2014	2015	2016	2017
届出事業所数		439	416	422	438	393
	大気へ	1,051	1,081	1,172	1,263	1,275
排出量(t)	水域へ	61	61	63	54	60
	その他	0	0	0	0	0
移動量(t)	下水道へ	28	22	45	49	44
	廃棄物として	840	982	1,033	736	859

表-2-5-6 PRTR制度の届出等実績(2013~2017年度)

^(※) 届出は前年度の集計結果による

(1) PRTR制度による化学物質の排出量等の把握・公表

化学物質排出把握管理促進法 ¹のPRTR制度 ²により、業種や従業員数、化学物質の取扱量等が一定 規模以上の事業者が化学物質の排出量を把握し、その結果を行政が届出を通じて公表することで、事業 者による化学物質の自主的な適正管理を促進します。

■ 第一種指定化学物質

人や生態系への有害性 (オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在してばく露可能性があると認められる物質。現在 462 物質。年間取扱量 1t 以上が届出対象。【化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第 1 項】 例)ノルマル-ヘキサン、キシレン、トルエン、エチルベンゼン、バナジウム化合物 etc.

■ 特定第一種指定化学物質

第一種指定化学物質のうち発がん性等が認められる 15 物質。年間取扱量 0.5t 以上が届出対象。【化学物質排出把握管理促進法施行令第四条第1項】

例) ベンゼン、鉛化合物、ニッケル化合物、ダイオキシン類、アスベスト etc.

(2) 環境リスクの低減に向けた啓発

化学物質による環境リスク³を低減するためには、行政、事業者、市民等の各主体がそれぞれの立場から化学物質の排出削減や適正な使用に取り組むことが大切です。PRTR制度等における化学物質の排出量等の公表を基本として、各主体への情報発信により取組を促進します。

市民に対しては、セミナー等により化学物質への理解を深め、日常生活等における化学物質の適正な使用につなげます。 事業者に対しては、講習会等を通じて化学物質の適正な使用・ 管理や、化学物質に関するリスクコミュニケーション 4を促進します。これらの取組を関連団体と連携して効果的に実施します。



市民向け化学物質セミナー

(3) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策として、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気汚染や水質汚濁等の規制指導に加え、事業者からの報告によるダイオキシン類の測定結果(特定施設から生じる排出ガス、排出水、燃え殻・ばいじん)を年度ごとにとりまとめ、大気や公共用水域における監視結果と併せて公表します。

また、生活環境条例では、規制対象を法よりも拡大し、小規模焼却炉からの排出ガスや、大気の規制 基準だけが適用される事業所等からの排水なども指導の対象とするとともに、焼却施設の解体工事にお ける汚染防止対策を指導基準で定めています。

¹ 「化学物質排出把握管理促進法」

正式名称は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」

² 「PRTR制度」

化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)。人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物等に含まれての移動量を事業者が自ら把握して行政に報告する制度。行政は事業者からの届出や統計資料等を用いた推計に基づき排出量・移動量を集計・公表する。

3 「環境リスク」

大気や水域などの環境中に排出された化学物質によって、人の健康や環境中の生物に生じるリスク。その大きさは、化学物質に固有の性質である「有害性」と、人や環境中の生物が化学物質にさらされる「ばく露量」によって決まり、次の式で表される。 化学物質の環境リスク = 有害性 × ばく露量

4 「リスクコミュニケーション」

市民、事業者、行政がリスクに関する情報を共有し、意見交換を通じて意思疎通を図ること。

表-2-5-7 ダイオキシン類対策の取組

分野	具体的取組	対象等	根拠
	2-1-1(2)大気環境中のダイオキシン類の監視	大気環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条
上午江油	2-1-2(4)ダイオキシン類の規制	特定施設	ダイオキシン類対策特別措置法第8条
大気汚染	2-1-2(5)排煙の規制	ダイオキシン類の規制基準	生活環境条例第 25 条
	2 - 1 - 2 (3) 排足の規則	小規模焼却炉等	生活環境条例第83条
	2-1-1(2)水環境中のダイオキシン類の監視	公共用水域環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第26条
小桥江潭	2-2-2(1)有害物質等の濃度規制	排水指定物質の規制基準	生活環境条例第 28 条
水質汚濁	2-2-2(3)ダイオキシン類の規制	特定事業場	ダイオキシン類対策特別措置法第8条
	2-2-3(1)排水基準に基づく規制	特定事業場(下水道法)	下水道法第12条の2
	2-3-1(2)地下水中のダイオキシン類の監視	地下水環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条
地下水質	2-3-3(1)有害物質の地下浸透防止	地下浸透禁止物質	生活環境条例第 29 条
	2-3-3(2)汚染された地下水の浄化対策	地下水浄化基準	生活環境条例第 61 条の 3
上桥江池	2-3-1(2)土壌中のダイオキシン類の監視	土壌環境基準	ダイオキシン類対策特別措置法第26条
土壌汚染	2-3-2(6)ダイオキシン類の土壌汚染対策	ダイオキシン類管理対象地	生活環境条例第 70 条
(全般)	2-6-2(3)ダイオキシン類の測定結果の公表	排出ガス、排出水等	ダイオキシン類対策特別措置法第28条
(全般)	焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚 染防止対策指導基準	焼却施設の解体工事	生活環境条例第 97 条

(4) ゴルフ場の農薬対策

ゴルフ場周辺地域における良好な環境を保全するため、市内5か所のゴルフ場と「農薬の使用に係る環境保全協定」¹を締結しています。この協定に基づき、ゴルフ場における農薬の使用量を把握するとともに、排水中の農薬含有量等を調査し、周辺地域への影響等を監視します。

(5) 民間検査機関による災害時における有害化学物質調査

自然災害や大規模な火災等による事業所・施設等からの有害化学物質の漏えい等に迅速に対応するため、民間検査機関の2団体と「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」²を締結しています。災害時にはこの協定に基づき、民間検査機関の協力のもと有害化学物質の環境汚染の状況を迅速に把握し、汚染の拡大の防止に努めます。

横浜市が市内5か所のゴルフ場それぞれと締結している協定。農薬散布の留意点、大気及び水質の基準値等の遵守、低毒性農薬への切り替えや使用量の低減、農薬使用予定計画及び実績の報告、立入調査への協力などについて定めている。1991年締結、2003年最終改正。

² 「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」

横浜市と市内の民間の検査機関団体2者(神奈川県環境計量協議会、横浜市環境技術協議会)それぞれとの間で締結している協定。災害時には、協定締結団体は横浜市の協力要請に応じて、有害化学物質による環境汚染の状況を調査する。1999年8月31日に締結。

^{1 「}農薬の使用に係る環境保全協定」

(6) 民間団体による災害時における被災建築物のアスベスト調査

地震などの災害による被災建築物からのアスベストの飛散に対応するため、民間団体と「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」「を締結しています。災害時には、この協定に基づき、民間団体の協力のもと、被災建築物のアスベストの露出状況を迅速に調査し、アスベスト飛散による被害の防止に努めます。

具体的取組2-5-3

自動車交通環境対策

自動車交通により発生する大気汚染や騒音・振動は、分野ごとの取組・施策や生活環境条例による自動車の排出ガス等の対策を進めるとともに、神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画による対策や横浜都市交通計画²に記載している対策が進むことで改善が図られます。

(1) 分野ごとの取組・施策 (再掲)

自動車交通により発生する大気汚染、騒音・振動の対策として、分野ごとに監視や規制指導等を行います。また、神奈川県と連携し、神奈川県自動車NOx・PM総量削減計画による対策を推進します。

分 野	具体的取組		概要
	2 - 1 - 1 (1)	大気環境の監視	自動車排出ガス測定局における常時監視 (環境基準の適否確認)
大気汚染			粒子状物質の排出基準を満たさないディーゼル車の運行禁止
人×1/7米	2 - 1 - 3 (2)	低公害車の普及促進	九都県市による低公害車の指定、EV・FCVの普及啓発
	2 - 1 - 3 (3)	エコドライブの推進	エコドライブ講習会開催や情報発信
取立 振動	2-4-1(2) 道路交通騒音の監視		道路交通騒音の測定及び面的評価 (環境基準の適否確認)
騒音・振動	2-4-3	交通に関する騒音・振動対策	低騒音舗装や遮音壁設置等の要請

表-2-5-8 分野ごとの自動車交通対策

(2) 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

生活環境条例では、自動車の製造、販売、整備を行う事業者の責務を定めています。それぞれの事業者に対し、製造における低公害車の開発、販売する自動車の排出ガス(窒素酸化物、粒子状物質など)の量や騒音の大きさが記載された書面の備置等、排出ガス浄化や騒音低減のための装置の適正な管理に関する説明などを求めます。また、指針により、事業者が実施する自動車等の排出ガスの抑制に係る取組を支援します。

(3) 駐車場等におけるアイドリングストップ

生活環境条例に基づき、自動車の運転者に対し、駐車時のエンジンの停止(アイドリングストップ)を求めます。また、500 m²以上の駐車場・自動車ターミナルの管理者に対し、自動車の使用者に駐車中のアイドリングストップを促す看板設置や放送等を行うことを求めます。

横浜市と一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会(以下「ASA」)との間で締結している協定。災害時には、ASA は横浜市の協力要請に応じて、被災建築物のアスベストの露出状況を調査する。2019年1月17日締結。

2 「横浜都市交通計画」

交通政策全般にわたり、横浜市における政策目標や、施策の方向性などを提示することにより、市民、企業、交通事業者、関係行政機関等との協調した取組を一層推進し、横浜において、環境面、経済面、機能面、財政面などあらゆる側面から持続可能な交通の実現を目指すものとして、策定された計画。2008 年策定、2018 年改定。

^{1 「}災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定」

(4) 環境と調和した交通施策の推進

自動車交通の円滑化に向けた体系的な道路ネットワークの整備や、ボトルネックの解消につながる道路改良、騒音対策につながる道路施設の整備、道路緑化の推進など、環境負荷の低減につながるインフラ整備を進めます。

また、自動車の排出ガスによる環境負荷を着実に削減するため、クリーンエネルギー・低燃費・低排出ガス車の導入拡大に取り組むとともに、次世代自動車普及のためのインフラ設備の普及を促進します。 さらに、市民一人ひとりが環境問題を自分の問題として捉え、環境にやさしい交通行動ができるよう啓発活動を進めます。 環境目標

2025年度までの 生活環境の改善により、市民が安全・安心を実感して快適に暮らしていま す。

達成の目安となる 環境の状況

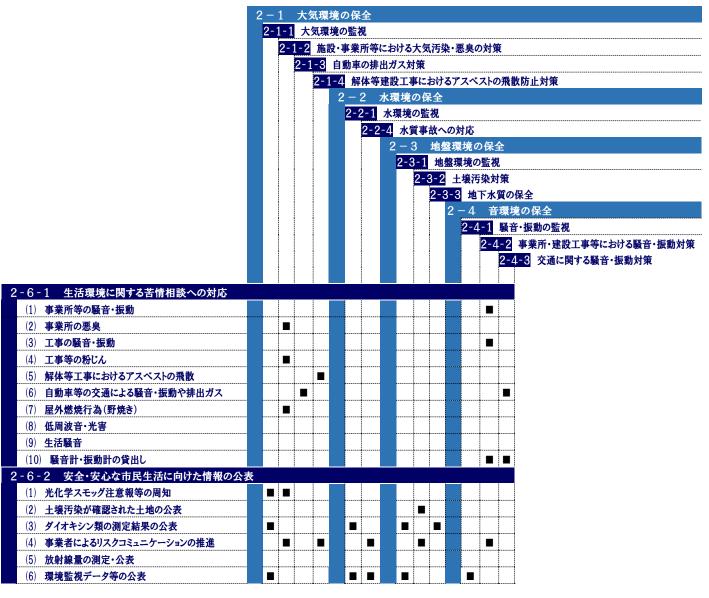
・市民の生活環境に関する満足度の向上

具体的取組の概要

▶市民からの「生活環境に関する苦情相談への対応」として、発生源者に対し、法・条例に基づく規制 指導や配慮要請等を行います。

市民の安全・安心や関心に対応した「安全・安心な市民生活に向けた情報の公表」を行います。

表-2-6-1 具体的取組2-6-1, 2と関連する各分野の取組



市民から騒音・悪臭等の生活環境に関する苦情相談が寄せられた場合には、相談を受け付けた日から原則3日以内(閉庁日は除く)に初動対応を行います。発生源者に対しては、法・条例の規制基準や指針等に基づく規制指導を行うほか、法・条例が適用されない場合には、発生防止の措置や相談者と十分なコミュニケーションを取るなどの配慮を要請します。また、相談者と発生源者との間の調整を行い、必要に応じて公害紛争処理機関¹を案内します。

表-2-6-2 生活環境に関する相談における主な規制指導等

分野	具体的取組等	対象・基準等	根拠法令等
粉じん	2-1-2(6)粉じんの規制	一般粉じん発生施設	大気汚染防止法
初しん	Z - 1 - Z (0) MT C んの現動	事業所の規制基準	生活環境条例
悪臭	2-1-2(7)悪臭の規制	規制地域、悪臭特定物質	悪臭防止法
悉关	2-1-2(/) 恋英の規制	事業所の規制基準(臭気指数)	生活環境条例
野焼き	2-1-2(8)屋外燃焼行為(野焼き)の規制	屋外燃焼行為	生活環境条例
	2-1-4(1)解体等建設工事における	解体等工事	大気汚染防止法
アスベスト	事前調査	解体等建設工事	生活環境条例
7 ~ ~ ~ ~ ~	2-1-4(2)石綿排出作業における	特定粉じん排出等作業	大気汚染防止法
	飛散防止対策	石綿排出作業	生活環境条例
	2-4-2(1)事業所の規制	特定工場	騒音規制法、振動規制法
	2 - 4 - 2 (1) 争業所の規制	事業所の規制基準(騒音、振動)	生活環境条例
騒音・振動	2-4-2(2)建設工事の規制	特定建設作業	騒音規制法、振動規制法
脚田 加到	2-4-2(4)屋外作業の規制	屋外作業	生活環境条例
	2-4-3(1)道路交通対策	許容限度	騒音規制法、振動規制法
	2-4-3(2)鉄道交通対策	環境基準 (騒音)、指針値 (振動)	_
	2-4-2(3)夜間営業の規制	夜間営業の外部騒音等	生活環境条例
	2-4-2(5)拡声機騒音の規制	拡声機を使用した宣伝放送	生活環境条例
騒音	2-4-3(3)航空機騒音対策	(環境基準(横浜市は適用外))	_
	指針に基づく地域住民間の相互協力の促進	生活騒音	生活環境条例
			>「生活騒音防止に関する配慮指針」
騒音・排ガス	2-5-3 (3) 駐車場等における アイドリングストップ	自動車のアイドリング	生活環境条例
低周波音	手引書に基づく配慮要請	事業所等の低周波音	低周波音問題対応の手引書(環境省)
光害	ガイドラインに基づく配慮要請	事業所等の照明や看板	光害対策ガイドライン(環境省)

-

^{1 「}公害紛争処理機関」

表-2-6-3 生活環境に関する苦情相談件数(現地調査等の対応を行ったもの)(2013~2017年度)

	分野			別の苦情		
	発生源	2013	2014	2015	2016	2017
大気						
1	排煙(屋外燃焼以外)	21	22	20	22	25
J.		164	194	213	167	215
	アスベスト	2	16	17	31	42
3	粉じん(アスベスト除く)	58	73	52	64	76
悪臭	(屋外燃焼除く)					
-	事業所等	86	100	131	113	124
騒音						
	事業所・建設工事等					
	事業所	110	105	93	75	103
	建設工事	160	156	145	134	153
	夜間営業	24	43	37	31	21
	屋外作業	32	63	45	38	30
	拡声機	7	12	11	4	15
]]]	交通関係					
	道路交通	12	9	4	5	7
	鉄道交通	7	10	4	1	1
	航空機	82	65	47	47	31
振動						
	事業所・建設工事等					
	事業所	5	8	10	6	1
	建設工事	91	86	93	86	78
	屋外作業	11	21	10	13	6
	交通関係					
	道路交通	36	36	26	20	28
	鉄道交通	6	9	3	1	2
アイ	アイドリング(騒音・排出ガス)					
	駐車場等		11	9	9	10
	低周波音					
	事業所等		2	6	3	4
光害						
-	事業所	4	1	6	4	6

(1) 事業所等の騒音・振動

近年は、事業所跡地に新たに建設された住宅の住民が、周囲の既存の事業所に対して騒音・振動等の 苦情を申し立てる事例が多くあります。また、拡声機の使用や夜間の営業、屋外作業等に対して苦情が 寄せられる事例もあります。相談が寄せられた際には、規制基準の遵守や周辺への配慮を事業者に指導 します。

いずれの場合においても、事業者・住民の共存という観点も考慮し、それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(2) 事業所の悪臭

悪臭の相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、発生源を特定した上で工程や脱臭装置等を確認し、改善の必要がある場合には技術的な指導・助言を行います。また、必要に応じて特定悪臭物質や臭気指数等の測定を行い、基準の適否等を確認します。これらの法・条例に基づく指導を行うだけでなく、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(3) 工事の騒音・振動

工事の場合は発生する騒音・振動が大きく、対策方法を工場・事業場のように標準化することが技術的・費用的に困難であるため、相談件数が多くなる傾向にあります。相談が寄せられた際には、規制基準の遵守や周辺への配慮を事業者に指導します。あわせて、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(4) 工事等の粉じん

土砂の堆積や土石の破砕等による事業所からの粉じんの相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、発生源を特定した上で施設の構造や使用の方法等を確認し、法・条例に基づく指導を行います。

また、解体工事に伴う粉じんに関する相談など、法律・条例に基づく基準が適用されないものは、散水の徹底やシートの養生などの配慮を発生源者に要請します。

いずれの場合においても、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(5) 解体等工事におけるアスベストの飛散

建築物等の解体・改造補修工事では、施工者に対し、着工前に対象となる建築物等にアスベストが含まれていないか調査し、その結果を掲示することが義務付けられています。したがって、このような工事でアスベストの飛散を心配する相談が寄せられた際は、着工前の調査状況や調査結果の掲示に関する指導を行います。また、石綿排出作業の届出対象である場合は、作業基準等を遵守し、適正に工事を進めるよう指導します。あわせて、事業者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

(6) 自動車等の交通による騒音・振動や排出ガス

自動車や列車の走行に伴い発生する騒音・振動や排出ガスに関する相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、必要に応じて騒音・振動や大気環境の測定を行います。測定等により限度値や環境基準の超過を確認した場合は、道路管理者や鉄道事業者に改善を求めます。

また、駐車場や道路でアイドリングする自動車から発生する騒音や排出ガスに関する相談が寄せられた際には、駐車場の管理者や自動車の使用者等に相談内容を伝え、アイドリングストップ実施への協力を要請します。

航空機騒音に関する相談が寄せられた場合には、国の所管部署等の情報を住民に提供するほか、必要 に応じてそれらの部署等へ騒音に関する配慮を要請します。

(7) 屋外燃焼行為(野焼き)

屋外燃焼行為の相談が寄せられた際には、具体的な状況等を確認した上で現地調査を行い、禁止されている行為が確認された場合には発生源者を指導します。ただし、屋外燃焼行為には一部認められている行為もあるため、そのような場合には、発生源者に対し、風向きや燃やす時間帯、燃やす物の量など、煙やにおいについて周辺住民への配慮を要請します。また、現地調査で発生源者を特定できなかったものの、焼却の痕跡などを確認できた場合には、必要に応じて現場に啓発チラシを置くことで再発防止を図ります。いずれの場合においても、発生源者・住民それぞれの意見を尊重した調整を行います。

屋外燃焼行為の相談が多く寄せられる冬季には、未然防止対策として、過去に屋外燃焼行為が確認された場所を中心に巡回を行い、啓発チラシの配付により再発防止を呼び掛けます。また、事業者団体の会報誌や「広報よこはま」、ホームページなどに啓発記事を掲載して、再発防止に努めます。

(8) 低周波音・光雲

騒音・振動に類似した事象として、低周波音や光害に関する相談も受け付けています。これらは法令による規制がありませんが、環境省の「低周波音問題対応の手引書」や「光害対策ガイドライン」に基づいて対応します。

(9) 生活騒音

個人の私的生活に伴って発生する騒音は、生活環境条例の「生活騒音防止に関する配慮すべき指針」に基づき、市民が自ら生活騒音の防止に努めるものとしています。さらに、地域での相互協力が円滑に促進されるよう、リーフレット配布、騒音計の貸出し、解決に向けたアドバイスなど、側面的な支援を実施します。

(10) 騒音計・振動計の貸出し

市民や事業者自らが騒音・振動測定を行うことで客観的に数値を把握し、紛争の解決や生活環境の改善に役立てていただくことを目的に、騒音計や振動計を一定期間貸出します。

具体的取組2-6-2

安全・安心な市民生活に向けた情報の公表

市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の発信や土壌汚染が確認された土地の公表などを実施します。また、事業活動による環境汚染に対する市民の不安を払拭するため、石綿排出作業に関する掲示,の指導やダイオキシン類の測定結果の公表を実施します。さらに、PM2.5 や河川・海域の水質など、市民の関心の高い情報をホームページなどで公表します。

(1) 光化学スモッグ注意報等の周知

市民の健康被害を未然に防止するため、光化学スモッグ注意報等の発令・解除を危機管理室など市の関係機関や学校、幼稚園、保育所などに連絡するとともに、公共施設の館内放送や防災情報Eメールなどを通じて周知します。同時に、市内の大規模工場・事業場に対して、注意報等が発令されたことを連絡し、大気汚染物質排出量の削減状況を監視します。

また、PM2.5も同様に、神奈川県による高濃度予報 1 や横浜市による高濃度情報 2 を発信し、注意を促します。

(2) 土壌汚染が確認された土地の公表

法や条例に基づく土壌調査で汚染が確認された土地は、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。これらの区域の情報は、横浜市報で公示するとともに窓口の台帳やホームページで公表します。

1 「PM2.5 高濃度予報」

神奈川県では、「午前5時から7時まで」と「午前5時から12時まで」のPM2.5濃度の状況をもとに、その日の県内におけるPM2.5濃度の日平均値が70 μ g/m³を超えるおそれがあると判定した場合は、それぞれ午前8時と午後1時に神奈川県内全域を対象に「高濃度予報」を出している。

2 「PM2.5 高濃度情報」

横浜市では、市内の一般大気測定局における PM2.5 濃度の午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が、いずれか 1 局において $85 \mu g/m^3$ を超えた場合は、午前 8 時頃に「高濃度情報」を提供している。

(3) ダイオキシン類の測定結果の公表

大気や公共用水域における監視結果をホームページで公表します。また、事業者にはダイオキシン類対策特別措置法の対象となる特定施設(廃棄物焼却炉等)からの排出ガスや事業所からの排出水中のダイオキシン類の濃度を測定し、結果を規制部署へ報告することが義務付けられています。規制部署はその結果を公表することとされているため、事業者から報告された自主測定結果を取りまとめ、ホームページに掲載します。

(4) 事業者によるリスクコミュニケーションの推進

環境法令及び生活環境条例では、事業者に掲示板の設置等を義務付け、石綿排出作業等に関する情報を周辺住民等に周知します。また、さらに詳細な情報を知りたいとの相談があった場合は、事業者に相談者への説明を要請するなど、リスクコミュニケーションの推進を図ります。

分野	具体的取組	対象情報	方法	根拠法令等
	2-1-4(1)解体等建設工事における事前調査	解体等工事	掲示板の設置	大気汚染防止法
アスベスト	2-1-4(1)解体寺建設工事におりる事制調査	解体等建設工事	掲示板の設置	生活環境条例
7 7 7 7	2-1-4(2)負圧隔離等による飛散防止対策	特定粉じん排出等作業	掲示板の設置	大気汚染防止法
		石綿排出作業	掲示板の設置	生活環境条例
十냻汚染	2-3-2(4)指定された区域における措置等	区域内の汚染土壌掘削	印刷物の配布、掲	牛活環境条例
上場乃宋		一区域と30ノバス未上場が同	示板の設置等	工心垛况未彻
(全般)	2-5-1(3)指定事業所・環境管理事業所	指定事業所	掲示板の設置	生活環境条例

表-2-6-4 事業者による主なリスクコミュニケーション

(5) 放射線量の測定・公表

横浜市では 1983 年度から空間放射線量の測定を開始しています。2012 年度からはモニタリングポストを保土ケ谷区仏向西に設置し、平常時から大気中の空間放射線量を測定するとともに、測定結果について 1 時間ごとのデータを横浜市のホームページで公表します。異常な数値を検出した場合は、災害対策本部などの関係部署と情報共有を図るとともに、国や県、関係機関などに対し、確認・情報収集を実施します。

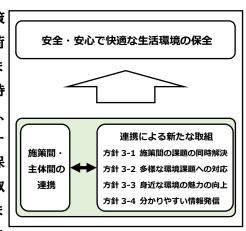
(6) 環境監視データ等の公表

市民の関心が高い P M2.5 や光化学オキシダントの常時監視の状況、河川・海域の水質測定の結果などをホームページに掲載します。

PM2.5 など大気汚染防止法に基づく常時監視では、1時間ごとの測定値をリアルタイムでホームページに掲載していますが、計測機器のメンテナンス等により欠測となる場合があります。環境基準の達成は、欠測値を除き、1年間を通じた測定結果を集計することにより判定するため、年度ごとの記者発表で改めて公表します。

【第3章】連携による新たな取組の方針

生活環境はすべての環境の基礎であり、まちづくりや温暖化対策 などの他の施策とも密接に関係しています。さらに、環境への負荷 は、事業活動や市民の生活などあらゆる主体の活動に起因していま す。このため、生活環境の保全の取組は、施策間・主体間の連携が特 に求められています。また、最近では、SDGs の目標達成に向けて、 環境・経済・社会をめぐる課題への統合的な解決や地球規模のパー トナーシップなどの連携の考え方が示されています。生活環境の保 全についても、ゼロからプラスの環境に向けて、SDGs の考え方を取 り入れ、施策間・主体間の連携による新たな取組を推進していきま す。本章では、今後、連携により検討を進める新たな取組の方針をま とめています。



連携のイメージ

方針3-1

施策間の課題の同時解決

大気環境や水環境などの生活環境を保全する取組は、1970年代は公害対策の規制の取組を中心に進めら れていました。その後、横浜の都市化が進むにつれて、例えば、まちづくり施策の中で騒音対策や光害対 策などの視点が加えられたり、また温暖化対策の中でコージェネレーションシステムの導入やバイオマス 燃料の活用の際に大気汚染防止の視点が求められたりするなど、様々な施策で生活環境の保全の視点が必 要とされています。このような時代の要請に応じて、施策間の連携による生活環境の保全の取組を推進し ていきます。そのためにも、まずは現行の生活環境の保全の取組や手法を点検・改善し、生活環境にとど まらない様々な課題の同時解決を目指します。

【取組の例】

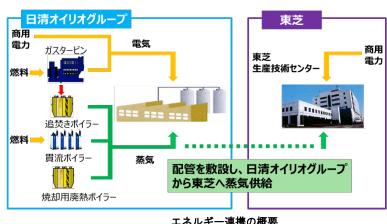
・温暖化対策や循環資源の活用の視点からのバイオマス燃料の活用への対応

コラム

エネルギー連携による環境への負荷の低減

日清オイリオグループ株式会社では、コージェネレーションシステム排熱、貫流ボイラー及び焼却 用廃熱ボイラーの組み合わせにより、事業場で大量に使用する蒸気を製造しています。また、隣接す る株式会社東芝 生産技術センターでは、貫流ボイラーで空調等に使用する蒸気を製造しています。

両事業者は企業間でエネルギー連携 し日清オイリオグループ株式会社で効 率よく製造した蒸気を株式会社 東芝 生産技術センターに供給しています。 その結果、温暖化対策の視点からは CO2 排出量を、大気環境の保全の視点 からは燃料燃焼による大気汚染物質の 排出を減少させています。



エネルギー連携の概要

多様な環境課題への対応

これまでの規制を中心とした生活環境を保全する取組により、生活環境は良好になってきています。し かしながら、引き続き光化学スモッグ注意報の発令や赤潮の発生などの未解決の課題が残されているとと もに、最近では PM2.5 やマイクロプラスチックなどの新たな課題への対応や防災・減災対策が求められて います。このような課題の解決は、従来の規制を中心とした取組だけでは難しく、企業や民間団体、学術 機関、市民などの様々な主体がそれぞれの特徴を生かし、連携して対応する必要があります。

横浜市では、公害防止協定(現在の環境保全協定)で代表されるように市と事業者が連携して公害対策・ 生活環境の改善を進めてきました。このような連携のレガシーを継承し、多様な環境課題に対応していき ます。

【取組の例】

- ・光化学スモッグやマイクロプラスチックなどの環境課題についての関係機関との共同研究
- ・災害対策のための民間団体との連携体制の構築
- ・協議会などによる事業者との継続的なコミュニケーション
- ・事業者の自主的な取組を促進するためのメリットとなるような手法の検討

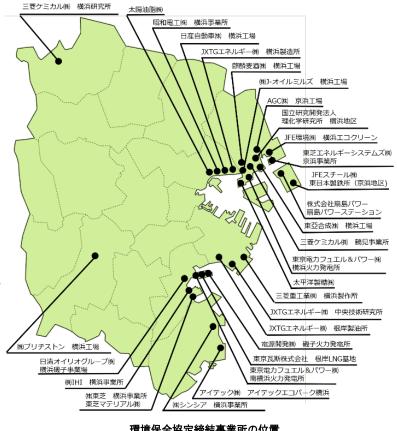
コラム

事業者との連携による環境への負荷の低減

~環境保全協定(旧:公害防止協定)~

1964年、横浜市は火力発電所と 「公害防止協定」を締結しました。 事業者と対等の立場で交わした協定 は、事業者が法律より厳しい公害対 策を約束するものでした。その後、 横浜市は臨海部に立地する多くの事 業者とも同様の協定を締結し、環境 の改善に連携して取り組んできまし た。計画段階から事業者と行政が環 境負荷の低減について協議する取組 は、「横浜方式」と呼ばれ、後の環境 アセスメントの先駆となりました。

現在では環境保全協定に名前を変 え、26 事業者 29 事業所が横浜市と 協定を締結し、環境負荷の低減だけ でなく、緑化や牛物多様性の保全な どの取組も進めています。



環境保全協定締結事業所の位置

> 身近な環境の魅力の向上

現状では大気環境や水環境などの状況を主に環境基準で評価しており、ほとんどの基準を達成しています。しかしながら、「環境に関する市民意識調査」」では、大気や水辺などの地域の環境に満足している方の割合は4割程度となっています。今後、市民の満足度を高めていくためには、生物指標や水辺の快適さなどのわかりやすい評価により、身近な地域の環境の状況を知っていただくことが有効と考えます。さらに、地域の環境がやすらぎやうるおいを与えてくれる場やレクリエーション・教育などの活動の場となることで、地域の魅力として実感されることに繋がります。

市民と連携した環境調査などの取組を進めることで、市民の身近な環境に対する関心を高め、地域の魅力の向上につなげます。

【取組の例】

- ・市民との連携による環境調査
- ・ICT を活用した地域の環境情報の収集・発信の検討
- ・ウォーキングマップなどを用いた環境の活用

コラム

市民による生き物調査

舞岡中学校科学部は、1960年代後半に市内からほぼ絶滅したハグロトンボの復活と下水道の関係について調査し、ハグロトンボ復活には下水道普及や河川環境整備が関係していることを検証しました。この取組は、下水道の「見える化」に大きく貢献したこと等が評価され、環境大臣賞や国土交通大臣賞を受賞しました。

また、市立小学校の児童が夏休みに家や学校の近くで見たり、鳴き声を聞いたりした生き物を調査する「こども『いきいき』生き物調査」は、地域の自然や生き物への関心を高めてもらうとともに、市域における生物状況の把握することができ、2017年度は市立小学校341校のうち、189校の児童13,695人が参加しました。調査結果は、横浜市のホームページで公表し、市民の皆様と共有しています。



舞岡川での調査



調査票



ナンバリングされたハグロトンボ

^{1 「}環境に関する市民意識調査」

環境に関する市民意識を把握するためのアンケート調査。横浜市が進める環境関連施策全般に対する市民意識を継続的に把握し、今後の 取組に活用することを目的としている。

方針3-4

わかりやすい情報発信

本章に掲げた新たな取組を進めるには、事業者や地域の市民の環境への理解と協力が求められます。横 浜市では環境監視データの公表や光化学スモッグ注意報の周知、環境法令の説明など生活環境に関する 様々な情報の公表・発信を通じて、市民・事業者の環境への理解や環境行動を促進しています。しかし、 生活環境の情報は、大気や水質、音など多岐にわたるとともに複雑であることから、これらの取組を継続 して行うとともに、ニーズに合わせてわかりやすく伝えることが必要です。さらに、得られた情報を利用 しやすいように発信するとともに、情報を発信する際には行動の実践を後押しする「ナッジ」を取り入 れることで、市民・事業者による環境行動が促進されることが期待されます。

環境情報のわかりやすい発信により、市民・事業者の生活環境への理解を深め、環境行動を促進し、連携による新たな取組につなげます。

【取組の例】

- ・市民へのアンケートによる環境情報のニーズの把握
- ・写真展「写真で見る横浜の環境 いま・むかし」の開催
- ・SNSを活用した環境情報の発信
- ・市民・事業者との連携に向けた環境情報などのオープンデータ化
- ・講習会などでの環境法令や生活環境保全推進ガイドライン等に関する周知

コラム

写真展「写真で見る横浜の環境 いま・むかし」の開催

横浜市では、市民・事業者に昔と今の横浜の環境について知っていただき、具体的な環境行動につなげていただくことを目的に、市庁舎や区役所において、写真展「写真で見る横浜の環境 いま・むかし」を開催しました。

写真展では、次の世代によりよい環境を継承していくために、市 民からご提供いただいた写真を中心に、横浜の環境の今と昔や環境 対策に向けた取組の様子がわかる写真を展示しました。

展示をご覧になられた方からは、 「横浜市と市民の長年の努力を理解 できた」、「綺麗な横浜を今の子ども 達に残したい」などのご意見をいた だき、環境行動への意識を高めるき っかけとなっています。



むかし(1987年)



写真展の様子(磯子区役所)



いま(2015年)

境川(高鎌橋付近)のいまとむかし 写真提供:横浜市環境科学研究所

[「]ナッジ(nudge)」

選択を禁じることも、経済的な動機付けを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択技法、様式の要素 (Thaler and Sunstein(2008)"nudge"(邦訳「実践 行動経済学」)) (例)レジ前の床に足跡の絵を描き、自然とそこに並ぶように誘導する。

【第4章】評価・進捗管理・公表

生活環境の分野ごとに、2025 年度までの環境目標の「達成の目安となる環境の状況」を定めて生活環境の状況を評価します。また、生活環境の状況とガイドラインに基づく取組の実施状況を毎年とりまとめて公表し、ガイドラインの進捗を管理するとともに、進捗にあわせて毎年、取組の点検・見直しをします。

表-4-1 生活環境の分野ごとの「達成の目安となる環境の状況」一覧

	達成状況の目安
上与理块の加入	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成
大気環境の保全	・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
大理性の個人	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成
水環境の保全	・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする
	・土壌汚染の拡散や人への健康被害が防止されている
地盤環境の保全	・地下水質の環境基準を達成し、汚染の未然防止・拡散防止が行われている
	・地下水の過剰な採取などが防止され、地盤への悪影響が生じていない
**************************************	・環境基準の達成率の向上及び継続的な達成
音環境の保全 	・市民の生活環境に関する満足度の向上
	・環境基準や水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成
	・光化学スモッグ注意報の発令回数を0にする
分野横断の取組	・生物指標による水質評価の目標達成率を 100%にする
	・市民の生活環境に関する満足度の向上
	・生活環境の保全につながる環境行動の推進
市民生活に関連した取組	・市民の生活環境に関する満足度の向上

横浜市 環境創造局 環境管理課 2019年3月

横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル 8F TEL 045-671-2487 / FAX 045-681-2790 e-mail ks-kankyokanri@city.yokohama.jp